北杜市障害福祉計画（第6期計画）
北杜市障害児福祉計画（第2期計画）

令和３年３月

北杜市

※　「障害」の表記について

・　「障害」という用語が主に人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記する

・　例外として、次の場合は従来の「障害」の表記を用いる

ア 法令の名称や用語を用いる場合

イ 機関・団体の名称等の固有名詞を用いる場合

ウ 令達文（条例、規則、訓令、達、指令）及び公示文（告示、公示）において表記する場合　等

はじめに

本市は、地政学的に日本列島の真ん中に位置することから、人や物流を始めとした交流ポテンシャルの高い地域であり、また、稀有な山岳・河川・草花などの豊かな自然環境を有しており、魅力あふれるまちです。

市政においては、市民一人ひとりにスポットをあて、すべての市民が幸せを実感できるよう、「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」を基本として、「住みやすさ日本一、生まれてよかった、住んでよかった北杜市」を目指しております。

近年、障がい者を取り巻く環境は大きく変化し、障がい者等の高齢化・障がいの重度化などにより障がい者施策は多様化しています。また、世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症拡大は、障がいのある方の暮らしにも大きな影響を与えています。

このような状況において、障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりが求められます。

本市では、平成 30 年 3 月に「障がい者等の自己決定と自己選択の尊重」「障がい種別にとらわれないサービスの充実と周知の徹底」「地域生活移行、就労支援、地域生活の継続の支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」「地域共生社会の実現に向けた取組」「障がい児の健やかな育成のための発達支援」を基本理念とする「北杜市障害福祉計画（第 5 期計画）」及び「北杜市障害児福祉計画（第 1 期計画）」を策定し、障がい福祉サービス等の提供・充実を図ってきました。

このたび、令和 2 年度で「北杜市障害福祉計画（第 5 期計画）」及び「北杜市障害児福祉計画（第 1 期計画）」の計画期間が終了することから、国・県の動向や本市における障がい福祉施策の進捗状況、障がい福祉サービス等の利用状況等を踏まえ、新たに「北杜市障害福祉計画（第 6 期計画）」及び「北杜市障害児福祉計画（第 2 期計画）」を一体的に策定しました。

今回の計画は、これまでの成果目標を継承しながら、新たに「相談支援体制の充実・強化等」や「障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築」を成果目標に加え、さらなる障がい福祉サービスの充実を図ります。

今後も、「愛」「絆」により、すべての市民が連携して助けあい、支え合い、誰もが安心して暮らせる北杜市を目指してまいりますので、市民の皆様におかれましても、より一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定に当たりまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました北杜市障害福祉計画・北杜市障害児福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様、並びに関係各位に心より感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

北杜市長　上村　英司

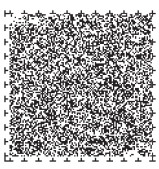

目 次

第 1 章 計画の概要 …… 1
第 1 節 計画策定の背景と趣旨 …… 1
第 2 節 計画の性格と位置付け …… 2
1. 法令等の根拠 …… 2
2. 他計画との関係 …… 2
3. 障がい者・障がい児の定義 …… 3
第 3 節 計画の期間 …… 4
第 4 節 計画の策定体制 …… 4
第 2 章 本市の障がい者・障がい児の状況 …… 5
第 1 節 統計データからみた現状 …… 5
1. 障害者手帳所持者の状況 …… 5
2. 難病患者の状況 …… 7
3. 障がい児の状況 …… 8
4. 障がい者の就労の状況 …… 8
第 2 節 各種調査結果からみた現状と課題 …… 10
1. 障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査 …… 10
2. 一般市民を対象としたアンケート調査 …… 27
3. 関係団体ヒアリング調査 …… 31
4. 事業者動向調査 …… 33
第 3 章 本計画の基本的な考え方 …… 35
第 1 節 本計画の基本理念 …… 35
第 2 節 本計画の基本的な視点 …… 36
1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 …… 36
2. 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施 …… 36
3. 地域生活への移行と継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 …… 36
4. 地域共生社会の実現に向けた取組 …… 36
5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援 …… 37
6. 障がい福祉人材の確保【新規】 …… 37
7. 障がい者の社会参加を支える取組【新規】 …… 37
第 3 節 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方 … 38
1. 本市で必要とされる訪問系サービスの保障 …… 38
2. 希望する日中活動系サービスの保障 …… 38
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実 …… 38
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進 …… 38
5. 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実【新規】 … 38
6. 依存症対策の推進【新規】 …… 38
第 4 節 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方 …… 39
1. 相談支援体制の構築 …… 39

２. 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保 …… 39
３. 発達障がい者等に対する支援 …… 39
４. 協議会の設置等 …… 39
第５節 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方 …… 40
１. 地域支援体制の構築 …… 40
２. 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 …… 40
３. 地域社会への参加・包容の推進 …… 41
４. 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備 …… 41
５. 障がい児相談支援の提供体制の確保 …… 41
第４章 本計画の成果目標 …… 42
成果目標１ 福祉施設入所者の地域生活への移行 …… 42
成果目標２ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 …… 43
成果目標３ 地域生活支援拠点等における機能の充実 …… 45
成果目標４ 福祉施設から一般就労への移行 …… 47
成果目標５ 障がい児支援の提供体制の整備等（児童発達支援センター） …… 49
成果目標６ 相談支援体制の充実・強化等【新規】 …… 51
成果目標７ 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築【新規】 …… 53
第５章 活動指標（サービス見込量とその確保策） …… 54
第１節 障がい福祉サービス …… 54
１. 訪問系サービス …… 54
２. 日中活動系サービス …… 57
３. 居住系サービス …… 64
４. 相談支援サービス …… 66
第２節 障がい児支援サービス …… 68
第３節 発達障がい者等に対する支援【新規】 …… 72
第４節 地域生活支援事業 …… 73
第６章 計画の推進に向けて …… 83
第１節 計画の周知・啓発 …… 83
第２節 庁内、関係機関、地域との連携の推進 …… 83
第３節 サービスの円滑な実施に向けて …… 84
第４節 計画の進捗管理 …… 84
資料編 …… 85
１. 計画の策定経過 …… 85
２. 北杜市障害者計画等策定委員会設置要綱 …… 86
３. 北杜市障害福祉計画・北杜市障害児福祉計画策定委員会委員名簿 …… 88
４. 用語解説 …… 89

第1章　計画の概要

第１節　計画策定の背景と趣旨

わが国の障がい福祉施策においては、これまで、障がいのある方の基本的人権や個人の尊厳にふさわしい社会生活を送ることができるよう必要な支援を行うとともに、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重しながら安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指して、「障害者基本法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」）等の法律や制度が整備されてきました。

近年、国連が持続可能な世界の実現に向けて国際目標として定めた「SDGs（エス・ディ・ジーズ：(Sustainable Development Goals)」では「誰一人取り残さない」を基本理念に掲げており、障がい福祉分野が目指すノーマライゼーションに通ずる動きが世界的に広がっています。これを受け、わが国でも政府・企業・民間団体等が一体となって SDGs の普及拡大に取り組み、地域の課題解決に国際目標を活用するよう推奨しています。

こうした動きのなか、本市では平成 18 年 3 月に「北杜市障害福祉計画」を策定して以来、3 年ごとに「北杜市障害福祉計画（第 2 期計画)」、「北杜市障害福祉計画（第 3 期計画)」、「北杜市障害福祉計画（第 4 期計画)」を策定し、平成 30 年 3 月には新たに改正児童福祉法で「障害児福祉計画」の策定が義務づけられたことにあわせて、「北杜市障害福祉計画（第 5 期計画)」及び「北杜市障害児福祉計画（第 1 期計画)」を一体的に策定し、本市における障がい福祉サービス等の提供と確保策の充実、関係機関の連携強化等を図ってきました。

このたび「北杜市障害福祉計画（第 5 期計画)」及び「北杜市障害児福祉計画（第 1 期計画)」の計画期間が終了するため、新たに「北杜市障害福祉計画（第 6 期計画）・北杜市障害児福祉計画（第 2 期計画)」を策定し、今後 3 年間の障がい福祉サービスの提供について定めるものです。

第２節　計画の性格と位置付け

１. 法令等の根拠

「北杜市障害福祉計画（第６期計画）・北杜市障害児福祉計画（第２期計画）」（以下、本計画）は、障害者基本法に基づき障がい福祉施策の基本理念や施策の方向性を定める「障害者計画」とは別に、障害者総合支援法及び改正児童福祉法に基づき、成果目標、障がい福祉サービスの見込量とその確保策を設定する「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

計画の種類	法的根拠	目　的
市町村障害者計画	障害者基本法	市町村における障がい福祉施策の基本的方向性を定める
市町村障害福祉計画	障害者総合支援法	障がい福祉サービス及び地域支援事業の提供体制を計画的に整備し、確保するための数値目標の設定
市町村障害児福祉計画	障害者総合支援法及び児童福祉法	

２. 他計画との関係

本計画は、本市の最上位の計画である「北杜市総合計画」、重点的なまちづくりの戦略を定めた「北杜市総合戦略」及び福祉分野の上位計画である「北杜市地域福祉計画」の部門計画として位置づけられ、各種計画と調和を保つとともに、国や山梨県の計画との整合を図ります。特に、本計画は成果目標や障がい福祉サービスの量的な見込を定めるものであり、国の基本指針に則って策定することになっています。

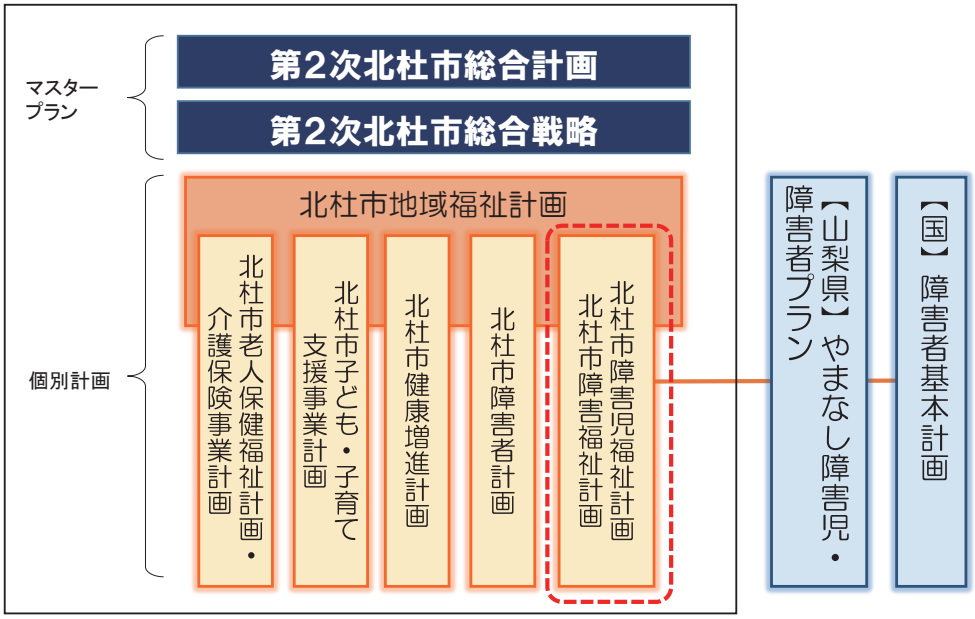

3. 障がい者・障がい児の定義

本計画で対象とする「障がい者」とは、障害者権利条約の趣旨を踏まえ、あらゆる障がいを有する人としています。障害者基本法の規定に基づく、身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。高次脳機能障がいや発達障がい、難病患者も対象とします。

また、「障がい児」については、上記に規定される者のうち 18 歳未満の人とします。

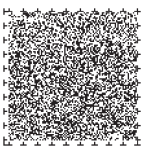

第３節　計画の期間

「障害者計画」が５年間の計画であるのに対し、「障害福祉計画」「障害児福祉計画」は３年ごとに策定が義務づけられており、本計画は令和３年度から令和５年度までの３年間の計画として策定します。

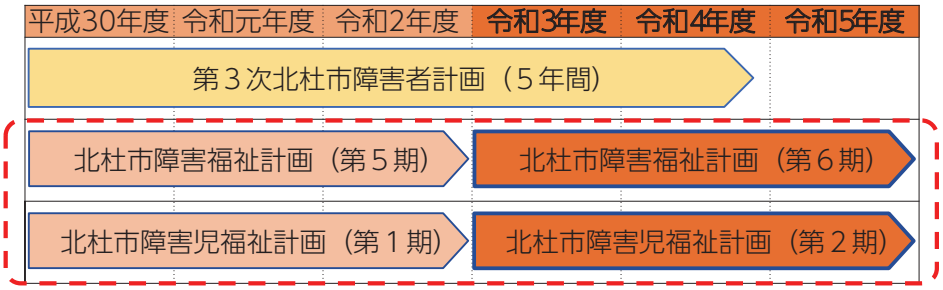

第４節　計画の策定体制

本計画は、市民や有識者、関係団体、関係機関などで構成された「北杜市障害福祉計画・北杜市障害児福祉計画策定委員会」が中心となり、検討を経て策定しています。

また、策定にあたっては、統計資料の分析、前回計画の進捗状況評価、当事者や市民を対象に実施したアンケート調査、関係団体ヒアリング調査、事業者動向調査、パブリックコメントの実施等を通じ、広く現状・課題、ニーズ、意見等の把握に努めています。

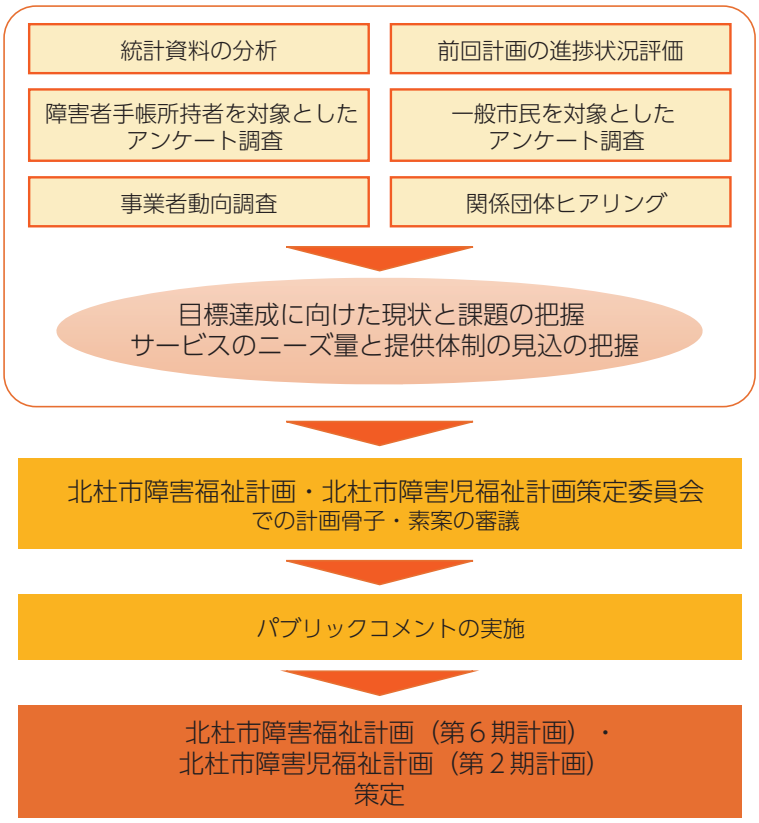

第2章　本市の障がい者・障がい児の状況

第１節　統計データからみた現状

１. 障害者手帳所持者の状況

（１）障害者手帳所持者数

障害者手帳の内訳をみると、令和２年には 2,454 人中 1,752 人が身体障害者手帳所持者で約７割を占めていますが、身体障害者手帳所持者数はやや減少傾向にあります。

療育手帳所持者は 300 人前後、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 400 人前後で推移しており、大きな変動はありません。

障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和２年
身体障害者手帳所持者	1,879	1,917	1,906	1,807	1,752
療育手帳所持者	335	291	298	296	295
精神障害者保健福祉手帳所持者	349	415	392	389	407
合計	2,563	2,623	2,596	2,492	2,454

資料：福祉課（各年４月１日現在）

（２）身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者を等級別にみると１級と４級が多く、障がい種類別では肢体不自由と内部障がいが多くなっています。年齢別には、65 歳以上の高齢者が８割近くを占めており、高齢化率が高くなっています。

身体障害者手帳所持者数の推移（等級別・障がい種類別・年齢別）

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和２年
１級	597	567	573	562	549
２級	255	245	237	238	225
３級	326	326	321	308	305
４級	462	525	526	462	440
５級	98	102	106	101	97
６級	141	152	143	136	136
内部障がい	606	665	671	610	592
音声・言語・そしゃく機能障がい	14	16	12	14	16
肢体不自由（上肢・下肢・体幹）	998	963	951	919	878
聴覚・平衡機能障がい	164	169	169	165	167
視覚障がい	97	104	103	99	99
18 歳未満	22	25	29	28	28
18-64 歳	423	429	416	379	361
65 歳以上	1,434	1,463	1,461	1,400	1,363
総数	1,879	1,917	1,906	1,807	1,752

資料：福祉課（各年４月１日現在）

（3）療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者を障がい程度別にみると、B-1、B-2 の比較的軽度の方が多くなっています。年齢別には 18 ～ 64 歳の方が約 7 割を占めています。

療育手帳所持者数の推移（障がい程度別・年齢別）

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
A － 1	19	18	17	17	18
A － 2a	41	28	30	32	34
A － 2b	68	57	60	58	55
A － 3	2	2	2	3	3
B － 1	102	94	91	89	89
B － 2	103	92	98	97	96
18 歳未満	59	46	52	51	49
18-64 歳	236	209	208	208	206
65 歳以上	40	36	38	37	40
総数	335	291	298	296	295

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

（4）精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院医療）受給者証取得者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者を障がい程度別にみると、2 級が 7 割以上を占めており、その数は年々増加しています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者証取得者についても、近年増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障がい程度別・年齢別）

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
1 級	41	52	33	37	33
2 級	261	292	291	297	309
3 級	47	71	68	55	65
18 歳未満	3	4	5	5	7
18-64 歳	267	302	295	287	301
65 歳以上	79	109	92	97	99
総数	349	415	392	389	407

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

自立支援医療（精神通院医療）受給者証取得者数の推移

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
精神通院医療受給者証取得者数	590	783	617	612	658

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

2. 難病患者の状況

原因不明かつ治療方法が確立していない疾病を「難病」としています。その中で、医療費が高額となるもの、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものなどについては、特定疾患（指定難病）、あるいは小児慢性特定疾病（18 歳未満の児童を対象とした特定の慢性疾患）として医療費の助成が行われています。

障害者総合支援法の施行により、平成 25 年度から難病が障がいの範囲に加わっています。障がい福祉サービスの対象となる難病については、令和元年 7 月からは、361 疾病に拡大されました。また、医療費助成の対象は、同じく令和元年 7 月から、333 疾病に拡大されています。

特定医療費（指定難病）受給者数は 250 人前後で推移しています。

特定医療費（指定難病）受給者数の推移

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
特定医療費（指定難病）受給者数	236	257	226	252	244

資料：中北保健福祉事務所（各年 4 月 1 日現在）

小児慢性特定疾病医療費受給者数はこの 2 年で 30 人を超えています。

小児慢性特定疾病医療費受給者数の推移

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
小児慢性特定疾病医療費受給者数	28	24	25	33	34

資料：中北保健福祉事務所（各年 4 月 1 日現在）

3. 障がい児の状況

（1）障がい児保育の状況

障がい児保育の利用人数はこの 3 年は一ケタ台となっています。

障がい児保育の状況

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
障がい児保育利用人数	8	13	4	3	4

資料：子育て応援課（各年 5 月 1 日現在）

（2）特別支援教育の状況

特別支援教育の通学者は小学校、中学校ともに増加傾向となっています。

特別支援学校の通学者はどの年も 20 人程度で推移しています。

特別支援教育の状況（小学校）

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
特別支援学級通学者数	48	61	71	82	79
通級指導教室通学者数	33	38	49	56	58
合計	81	99	120	138	137

資料：教育総務課（各年 5 月 1 日現在）

特別支援教育の状況（中学校）

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
特別支援学級通学者数	22	14	16	26	35
通級指導教室通学者数	0	0	0	1	2
合計	22	14	16	27	37

資料：教育総務課（各年 5 月 1 日現在）

特別支援学校の状況

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
特別支援学校通学者数	21	19	23	24	23

資料：教育総務課（各年 4 月 1 日現在）

4. 障がい者の就労の状況

障がい者の就労は相談件数、就職者数ともに増えており、平成 29 年度に、ほくとハッピーワークが市役所内に設置されたことにより、より身近に相談できる環境が整い、相談件数や就職者数が急増しました。しかし、令和 2 年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、就職者数の伸びが鈍化しています。

就職の状況

単位：件／人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
相談件数	64	97	168	170	94
就職者数	10	8	22	22	5

※令和 2 年は 8 月までの数

資料：ほくとハッピーワーク（各年 4 月 1 日現在）

ほくとハッピーワーク

市では、障がいのある人等の就労支援や生活支援に向けて、ハローワーク韮崎と北杜市が一体となって、北杜市役所本館１階に「ほくとハッピーワーク」を開設しています。

ハローワーク韮崎まで行かずに就労支援が受けられる場として、お気軽にご利用いただけます。予約をしていただくとスムーズに相談ができます。福祉課（TEL42-1334）までお問い合わせください。

- 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
- 9：00 ～ 17：00

第２節　各種調査結果からみた現状と課題

１. 障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査

【調査概要】

障害者手帳をお持ちの方の実態や意見を把握することを目的にアンケート調査を実施し、有効回答を集計しました。

調査対象者	北杜市内のすべての障害者手帳所持者
配布数	2,475 件
有効回収数	1,381 件（有効回収率 55.8%）
調査期間	令和２年９月８日（火）～令和２年９月 30 日（水）
調査方法	質問紙法（郵送等による配布・回収）

※小数第二位を四捨五入しているため、単一回答の合計値が 100%にならない場合があります
※円グラフは単一回答です。棒グラフは左上に（SA）とあるものが単一回答、（MA）とあるものは複数回答の設問です。

（1）生活の状況

■ 現在、生活しているところ

現在生活している場所は、「自宅」が 88.8%で最も高く、病院やグループホーム等の施設は 11.0%となっています。

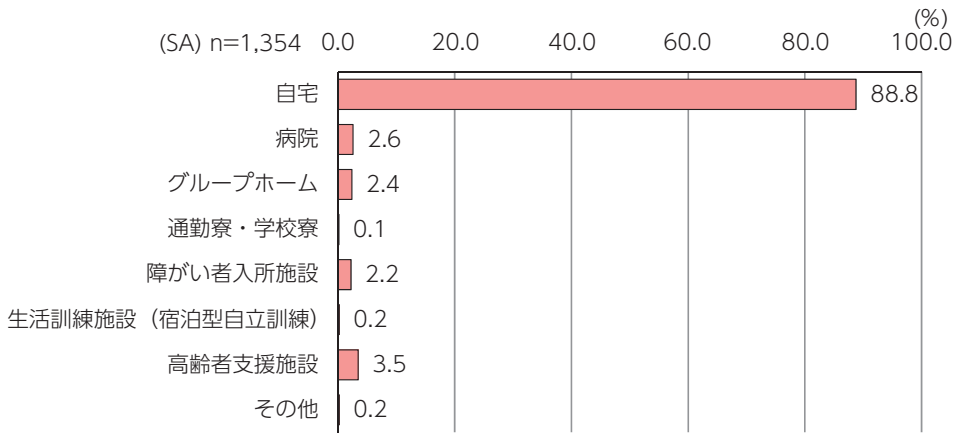

■ 地域の中で暮らす際に不安に感じること

現在、福祉関係の施設で生活している人が、今後、自宅やグループホームなどに住み、地域の中で暮らす場合に不安に感じることは、「食事」が最も多く、次いで「入浴等身体を清潔にすること」「体力が減退していること」「通院すること」等が挙げられています。

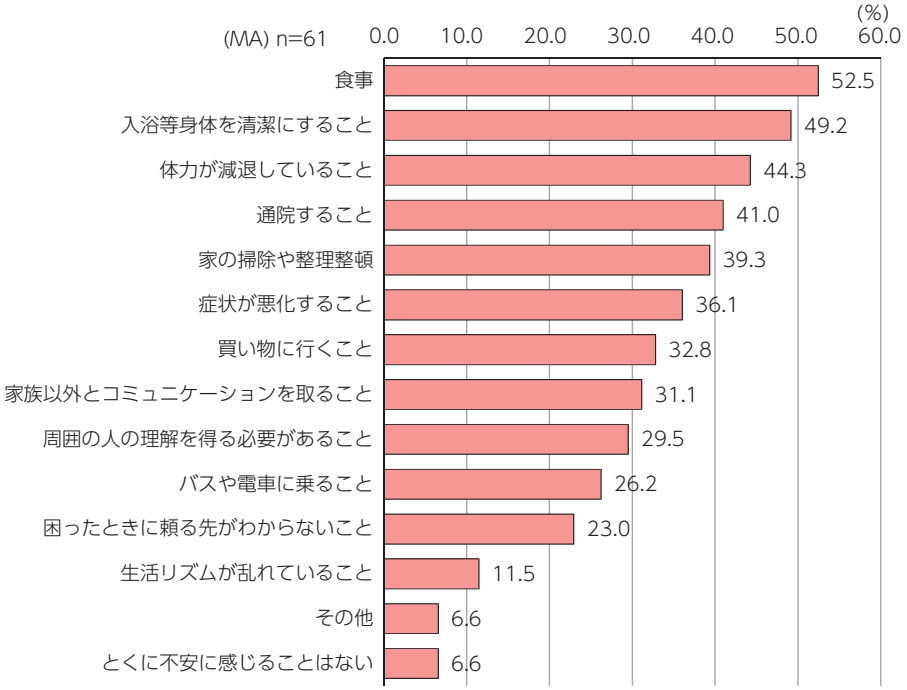

■ 主な介助者と年齢

主な介助者は、「配偶者（夫、妻）」の割合が最も高く、次いで「子ども（子どもの配偶者も含む）」「母親」が高くなっています。また、「手伝ってくれる人はいない」の割合は 5.1％となっています。

主な介助者の年齢は、「70 歳以上」の割合が 40.7％、次いで「60 歳代」が 25.6％で高くなっており、介護者の高齢化が進んでいます。

● 主な介護者

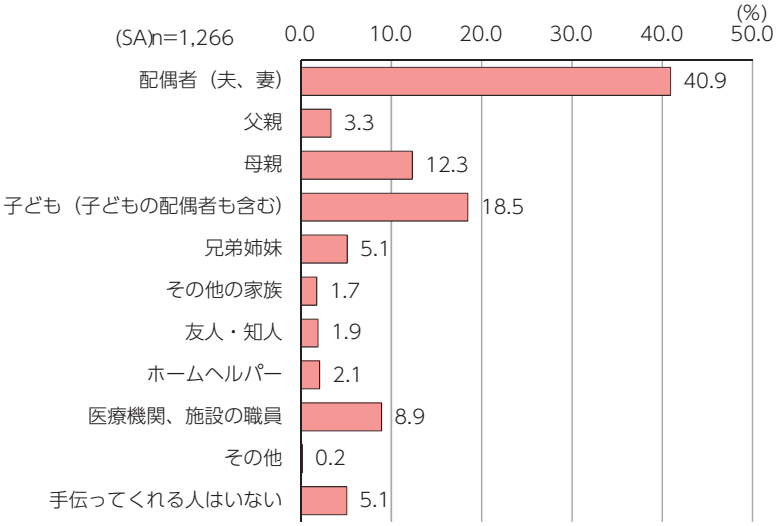

● 介助者の年齢

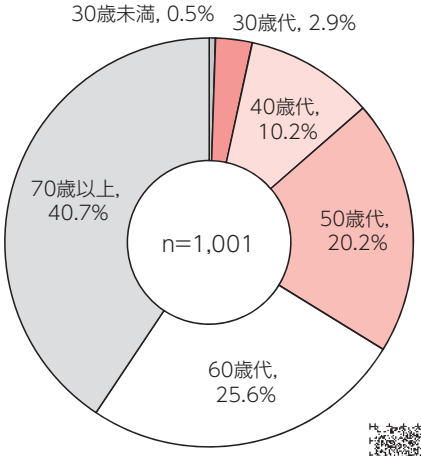

■ 希望する今後３年以内の生活

「自宅で家族や親族と暮らしたい」が 67.5％で最も高く、次いで「ひとりで暮らしたい」が高くなっています。

平成 29 年度の調査結果と比較すると、「わからない」の割合が減少した一方で、「自宅で家族や親族と暮らしたい」の割合が増加しています。

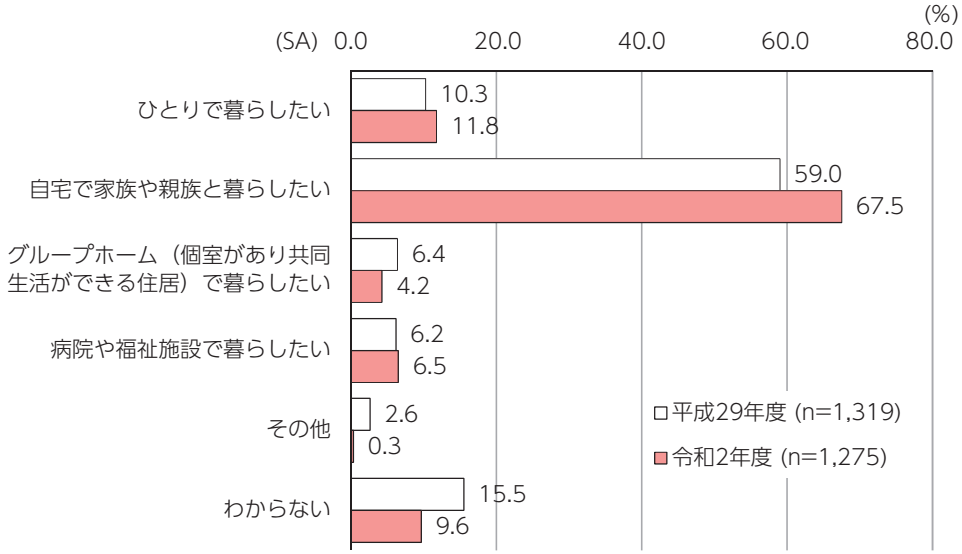

(2) 就労・就学状況

■ 普段の過ごし方

普段の過ごし方は、「自宅で過ごしている」の割合が 54.6％で最も高く、次いで「就労（福祉的就労を含む）している」が 29.3％となっています。

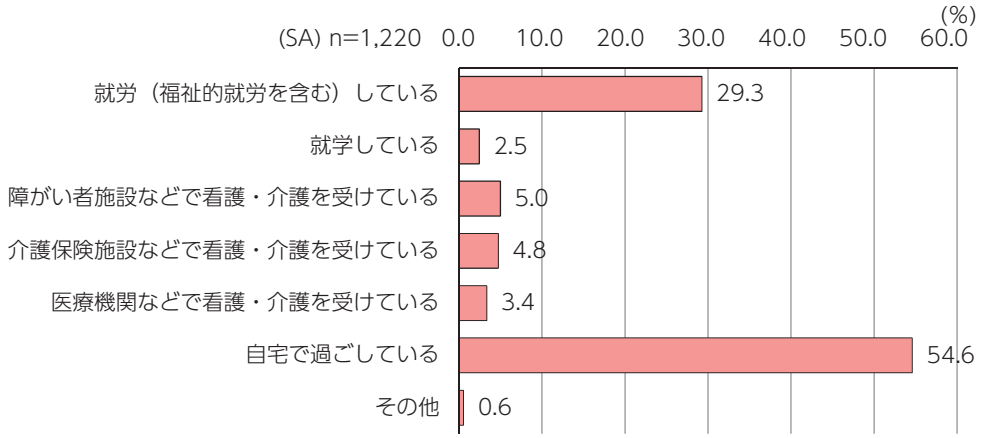

■ 就労場所

就労している方の就労場所は、「民間の企業や行政などの公的機関でパート・アルバイト」と「障がい福祉サービス事業所で仕事をしている」がそれぞれ 27.5％で最も高くなっており、民間企業等での正規職員として働いている人は就労している方の 21.3％にとどまっています。

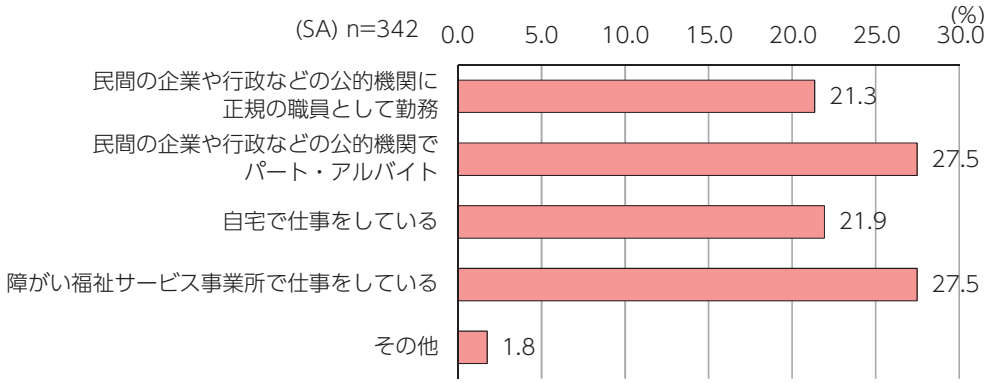

■ 年収

就労している方の年収は、「50 万円未満」の割合が 31.4％で最も高く、次いで「150 ～ 300 万円未満」が 21.6％で高くなっています。

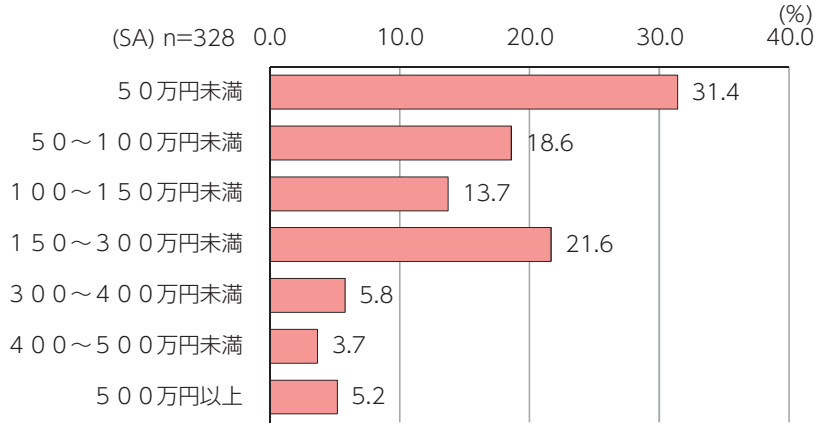

■ 働くために整ってほしい環境

就労している方が考える、障がいのある人が働くために必要な環境は、「勤務する時間や日程を調整できること」が最も多く、次いで「困った時に相談にのってくれる人がいること」「周囲が自分を理解してくれること」が多く挙げられています。

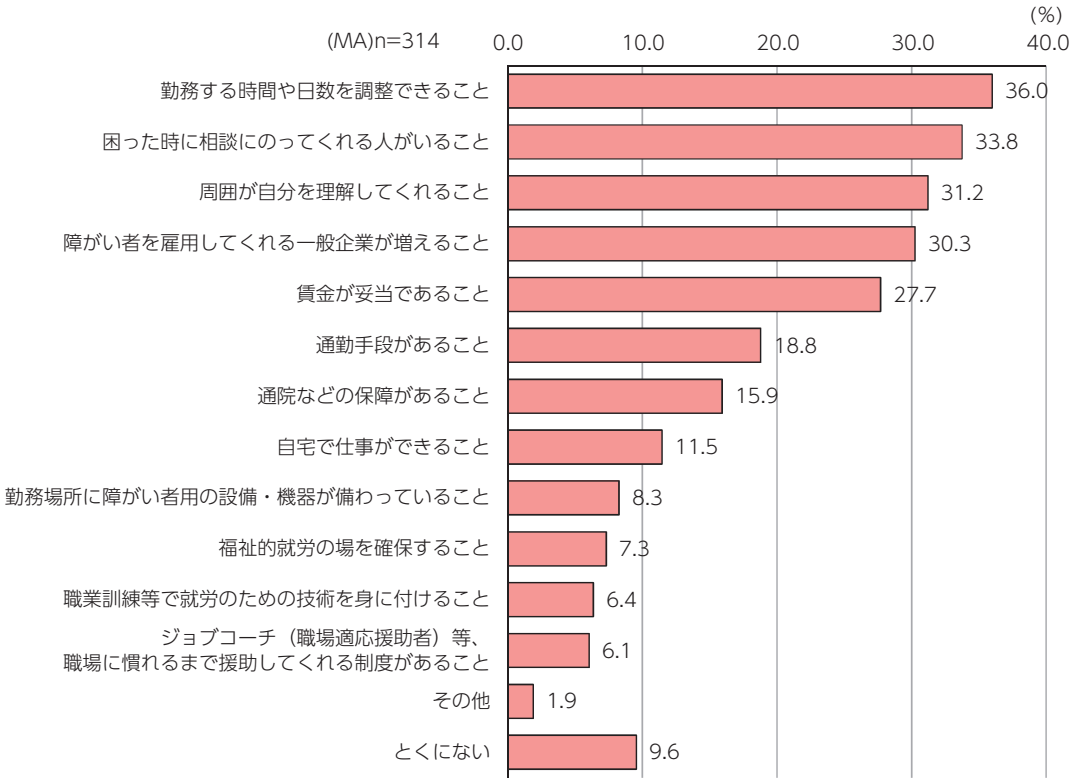

■ 教育や育成にとって必要なこと

就学している方が考える、障がいのある人の教育や育成にとって必要なことは、「自分に合った学習指導が受けられること」「自分でできることは自分でできるようになるために早くから訓練ができること」が多く挙げられています。

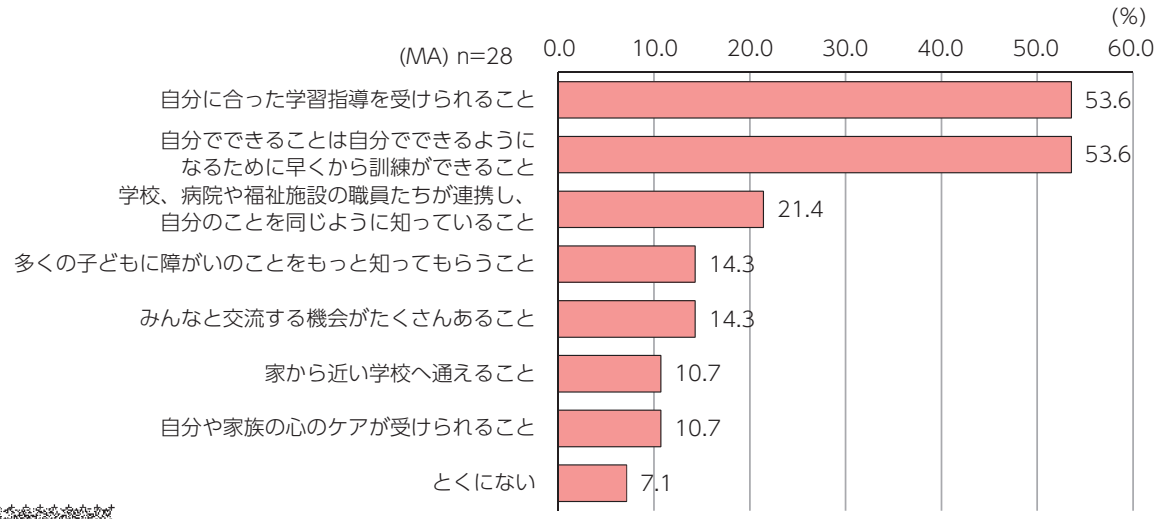

(3) 相談や成年後見制度について

■ 障害者総合支援センター（かざぐるま）の利用と認知度

障害者総合支援センター（かざぐるま）の認知度は、「知らない」の割合が 59.4%と高くなっています。

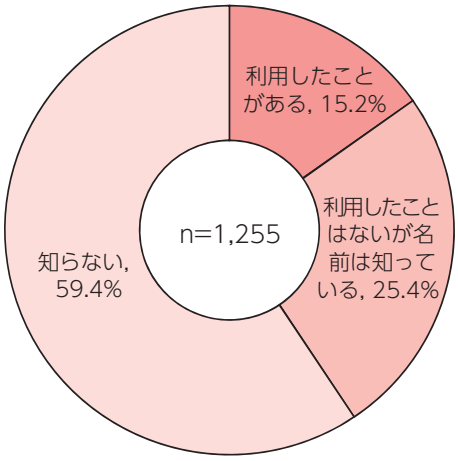

■ 成年後見制度の認知度と利用意向

成年後見制度の認知度は、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」「名前も内容も知らない」を合わせると 70.8%を占めています。

成年後見制度の利用意向は、「わからない」が 50.5%と約半数を占めています。「使いたいと思う」は 3.7%にとどまり、「今は必要としていないが、将来は使いたい」が 29.4%となっています。

● 認知度

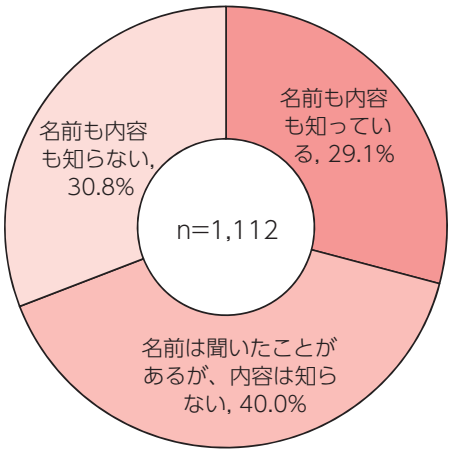

● 利用意向

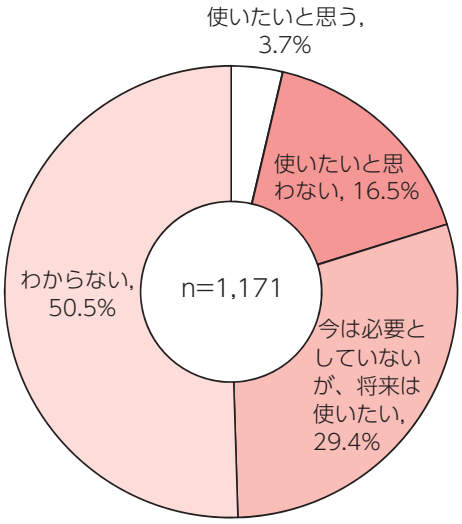

■ 将来、不安に感じていること

将来のことで、とくに不安に感じていることは、「高齢になった時のこと」が最も多く、次いで「災害や病気・事故などで命に危険がある時、すぐ助けに来てもらえるか」、「希望する施設に入所できるか」が多く挙げられています。

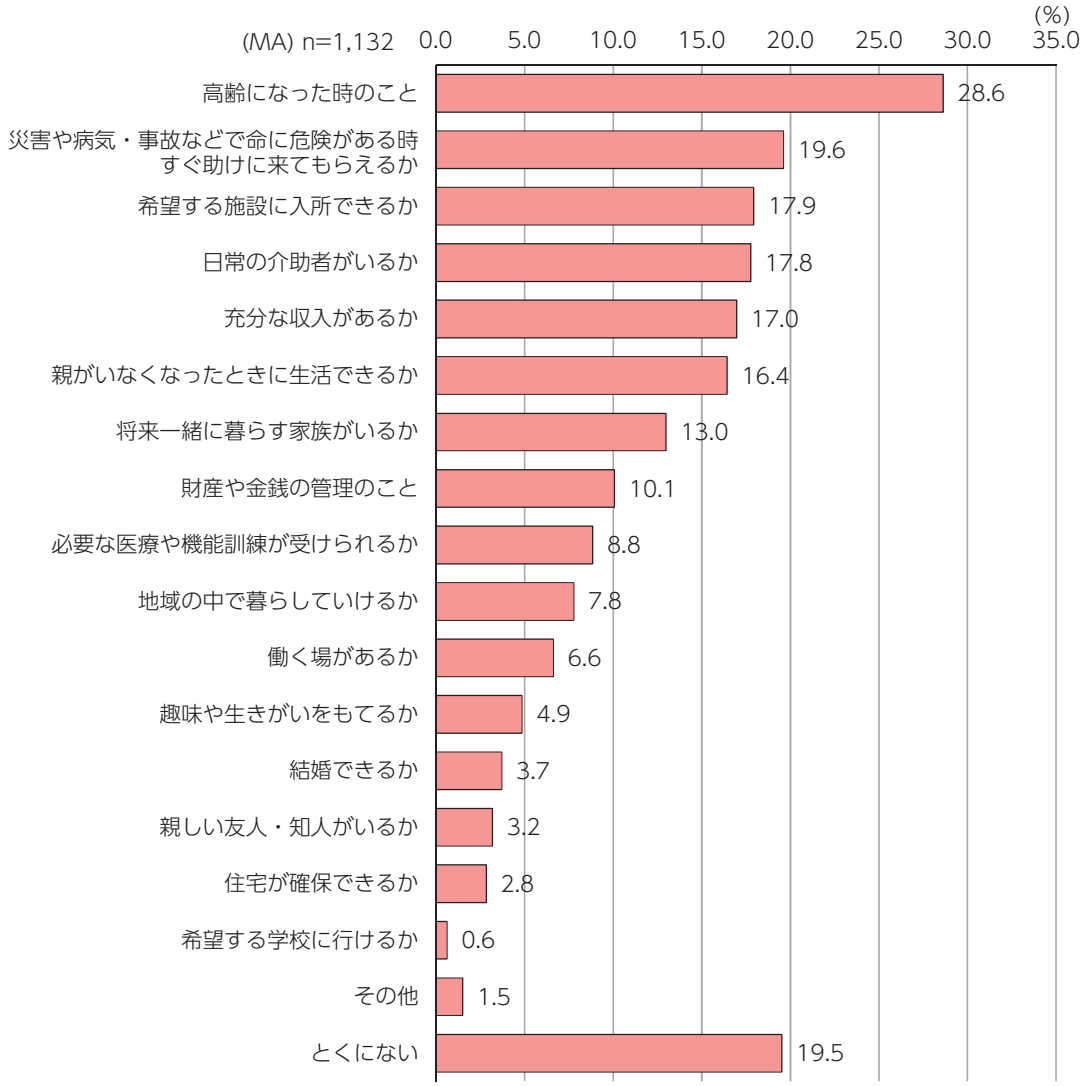

（4）情報収集について

■ 福祉サービス情報の入手先

情報源は「市役所」が最も多く、次いで「市の広報、パンフレット」、「家族・親戚・友人」の順となっています。

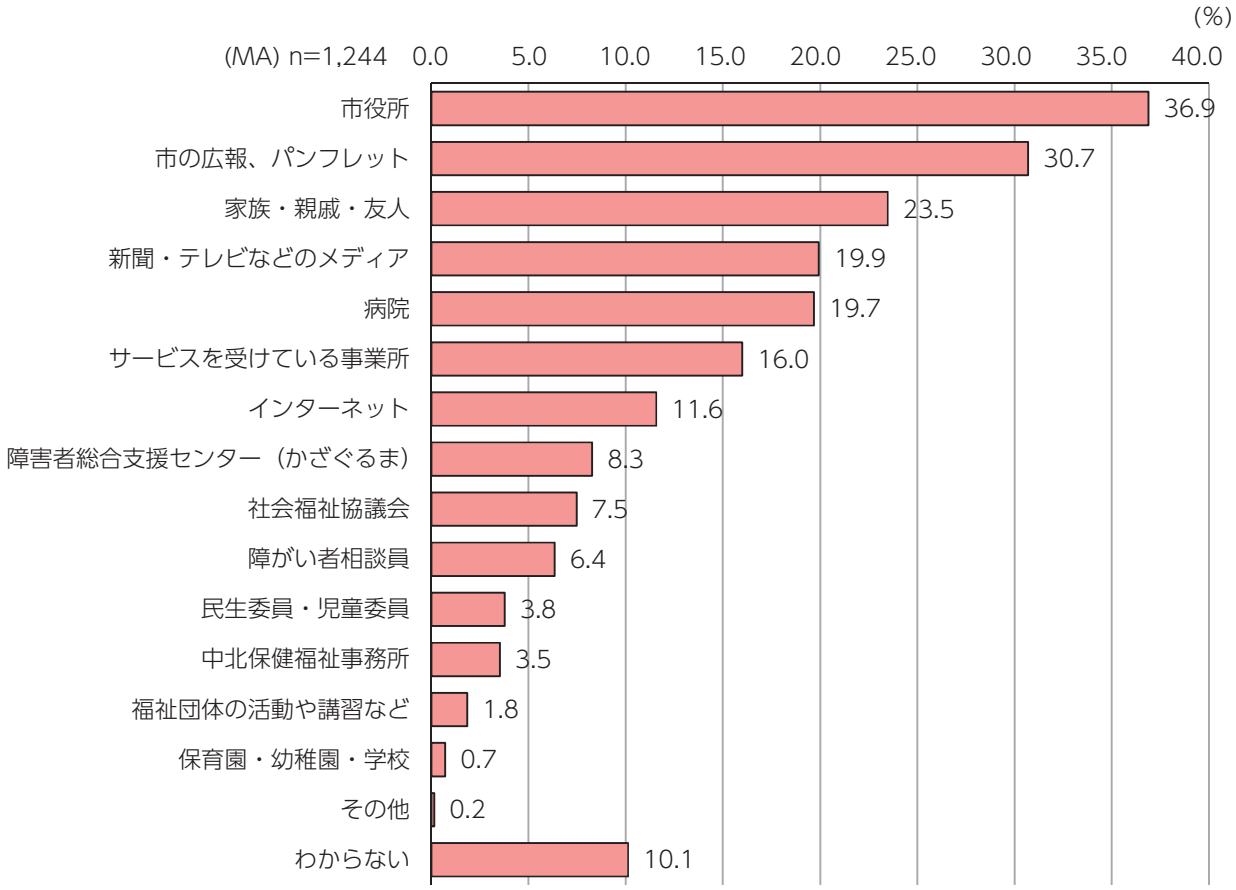

■ 入手したい情報

入手したい情報は、「福祉施設の内容や、各種サービスのこと」が最も多く、次いで「医療機関のこと」、「行政施策や公的団体のこと」が多く挙げられています。

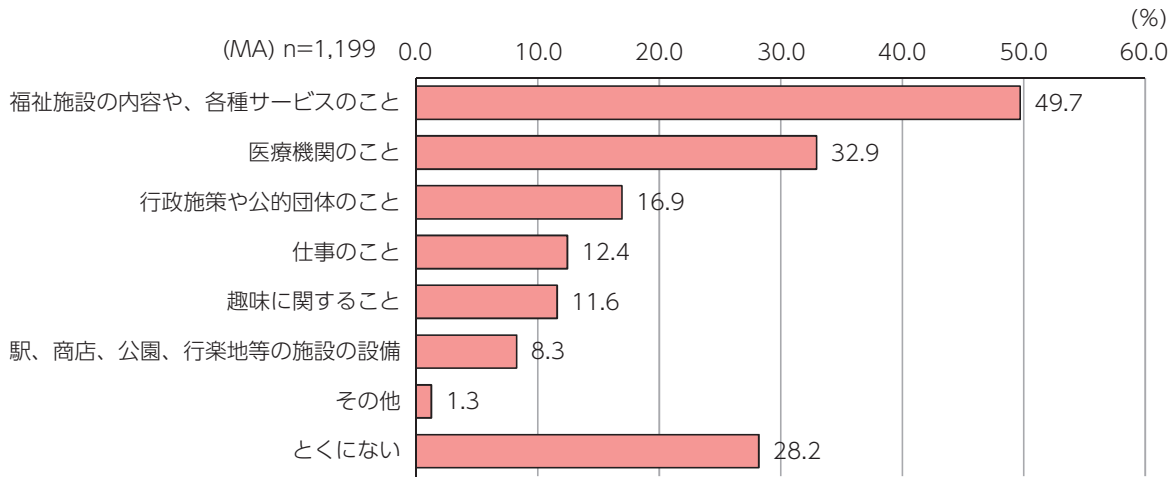

(5) 外出状況について

■ 外出の際に不便に感じること

外出の際に困ったり、不便に感じることは、「公共の交通機関が少ない」が最も多く、次いで「道路、建物の段差や電車、バス等の乗り降りがたいへんである」、「障がい者用の駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示など、障がい者に配慮した施設が不十分」が多く挙げられています。

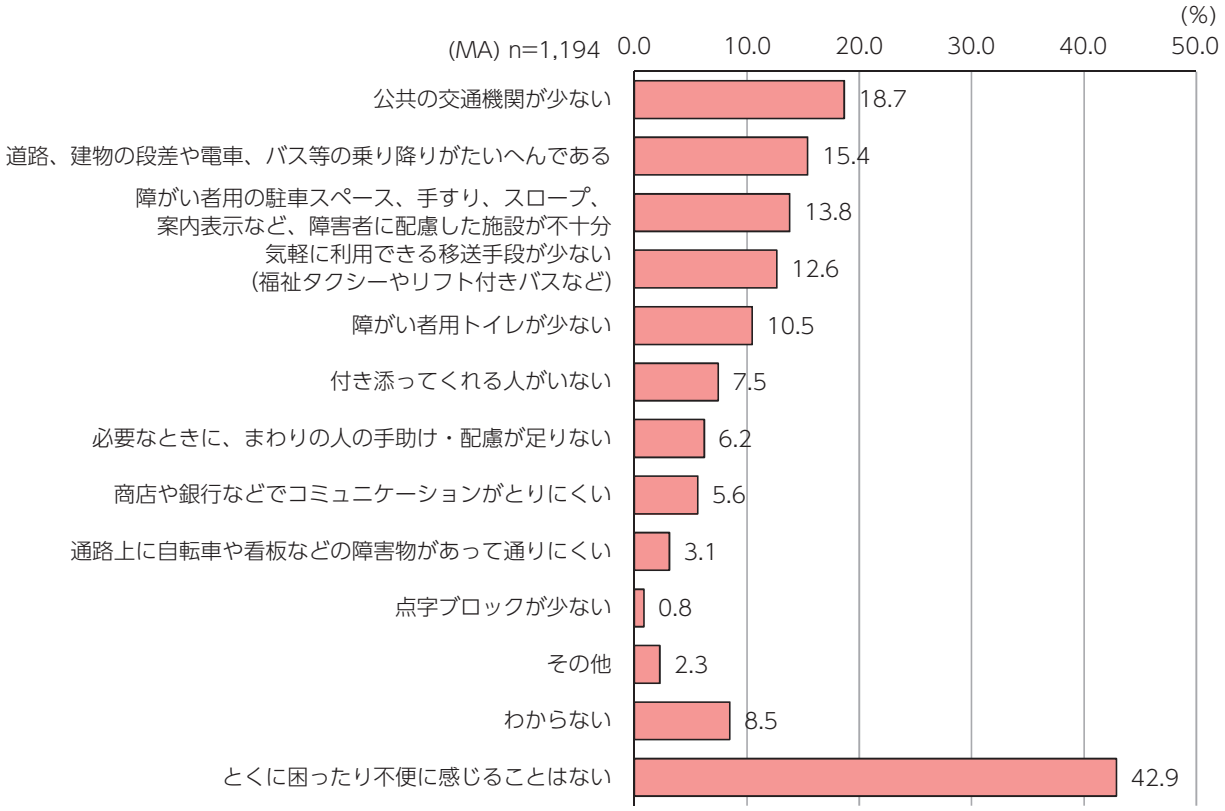

■ ヘルプマーク、ヘルプカードの認知度

ヘルプマーク、ヘルプカードともに「見たことがない」が最も多く、当事者においても認知・活用の促進が必要です。

● ヘルプマーク

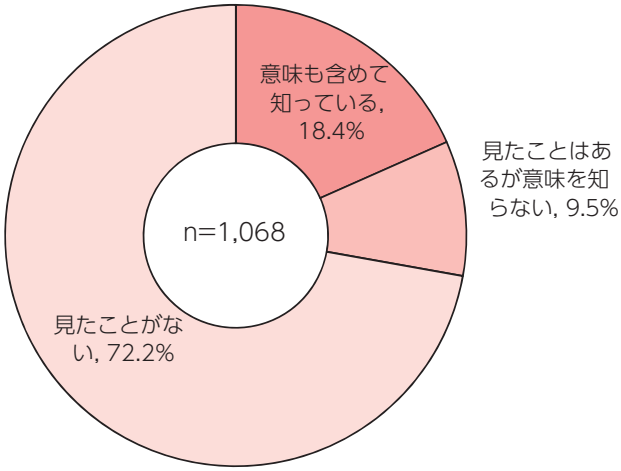

● ヘルプカード

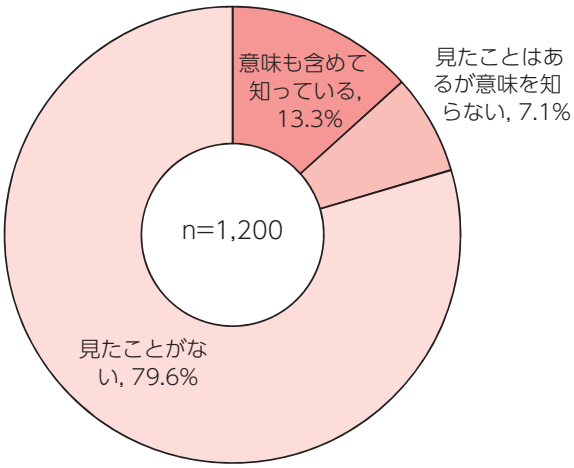

● ヘルプマーク

障がいのある方などが周囲に配慮を必要としていることを知らせるマーク

● ヘルプカード

障がいのある方などがカードを提示することにより、周囲から適切な支援を得られるよう、緊急連絡先や緊急時の対応などを記載したカード

(6) 地域とのかかわりについて

■ 地域の人とのつきあい

地域の人とのつきあいは、「会ったときはあいさつをする」が 45.1%と最も高く、次いで「世間話をする」が高くなっています。一方で「つきあいはしていない」の割合も 17.4%と、一定数みられます。

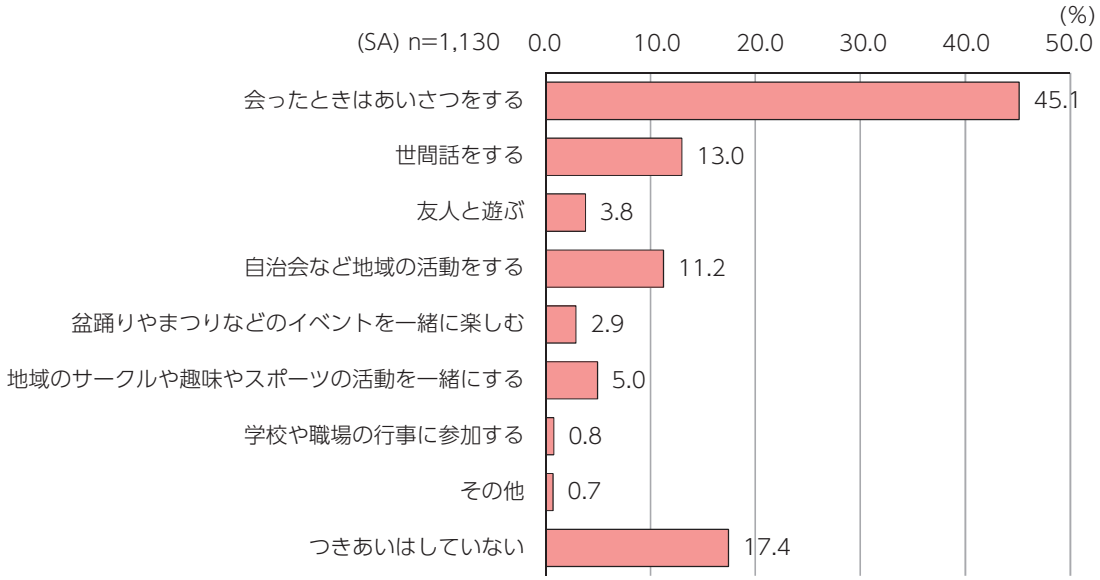

■ スポーツの実施状況

スポーツについては「していない」が 73.9%と最も高くなっています。

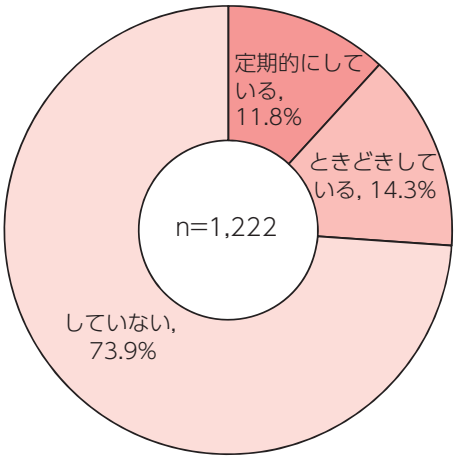

■ 障がい者に対する市民の理解

障がい者に対して市民の理解があるかについては、「どちらともいえない」が 43.9%と最も高くなっています。平成 29 年の調査と比較すると、「理解がある」と感じる人の割合はわずかに減少しています。

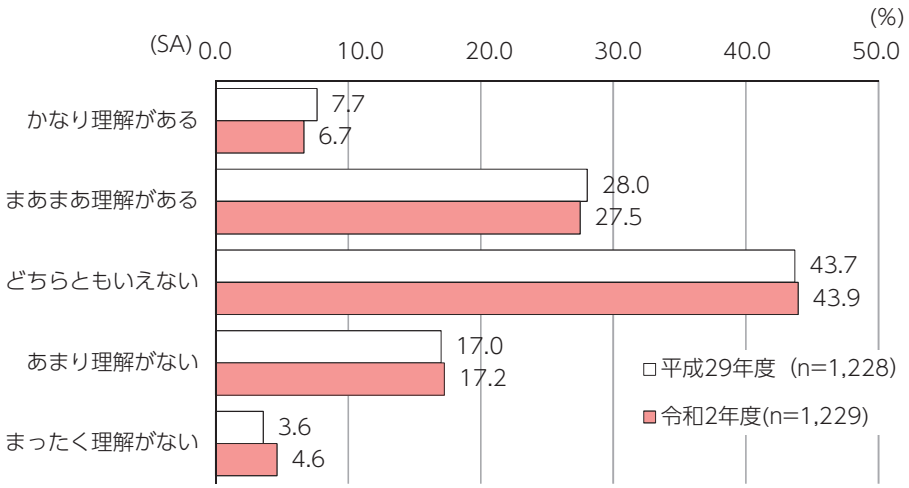

■ 差別や偏見、疎外感を感じること

差別や偏見、疎外感は「ほとんど感じたことはない」「まったく感じたことはない」を合わせると 65.5%となっており、平成 29 年の調査との比較では、「ほとんど感じたことはない」が約 5%減っています。一方、「よく感じる」の割合は、平成 29 年の調査と比較して、1.9%増えています。

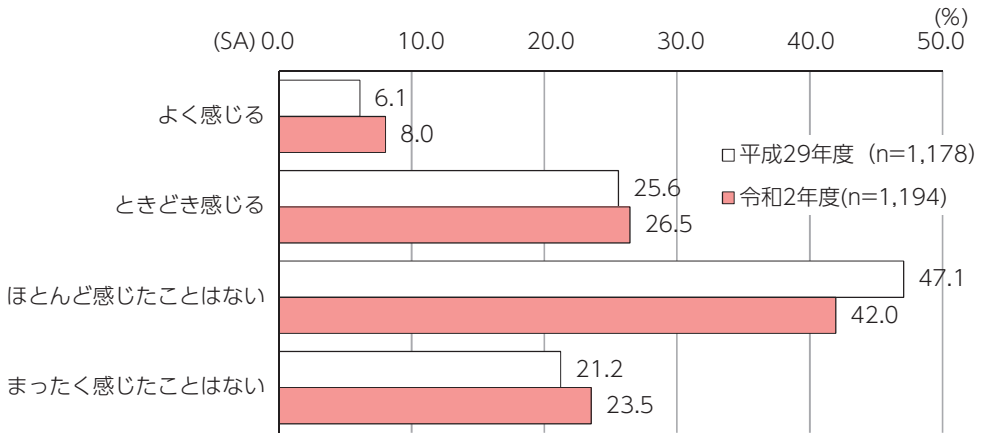

(7) 災害時について

■ 災害時に支援してほしいこと

災害発生時に支援してほしいことは、「防災無線で災害情報を知らせてほしい」が最も多く、次いで、「必要な治療や薬を確保してほしい」、「避難場所の設備（トイレ・段差など）を整備してほしい」が多く挙げられています。

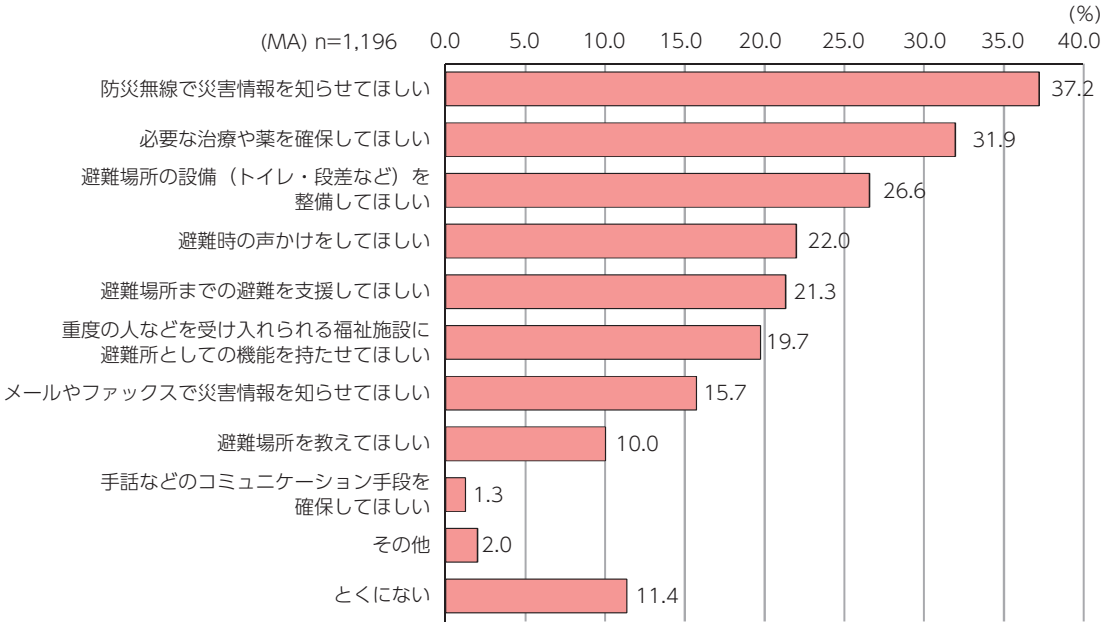

(8) 福祉サービスについて

■ 現在利用している障がい福祉サービス

現在利用中のサービスとしては、「生活介護」が最も多く、次いで「就労継続支援（A 型、B 型）」、「短期入所」が多くなっています。

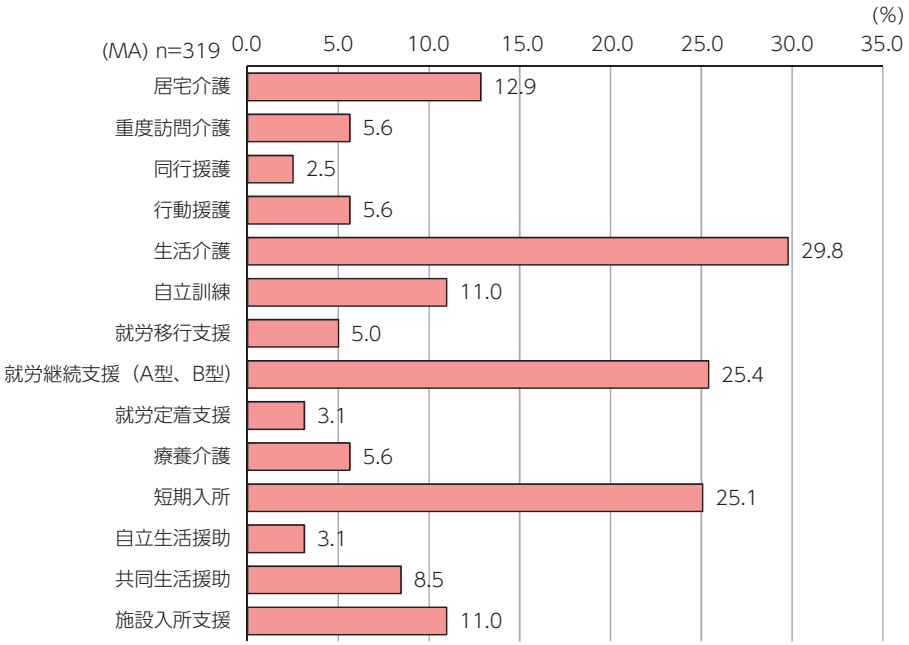

■ 今後３年間で新たに利用したい障がい福祉サービス

今後新たに利用したい福祉サービスとしては、「居宅介護」が最も多く、次いで「短期入所」、「生活介護」、「施設入所支援」が多くなっています。

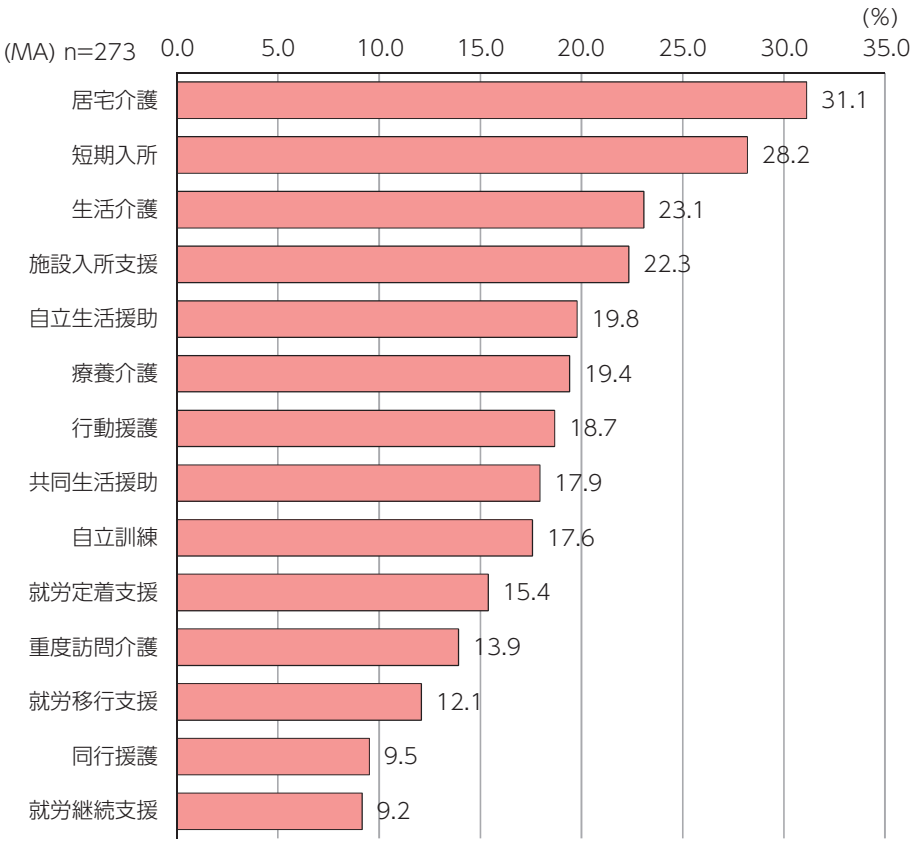

■ 地域生活支援拠点の認知度

地域生活支援拠点の認知度は「知らない」が 81.1％を占めており、周知が課題となっています。

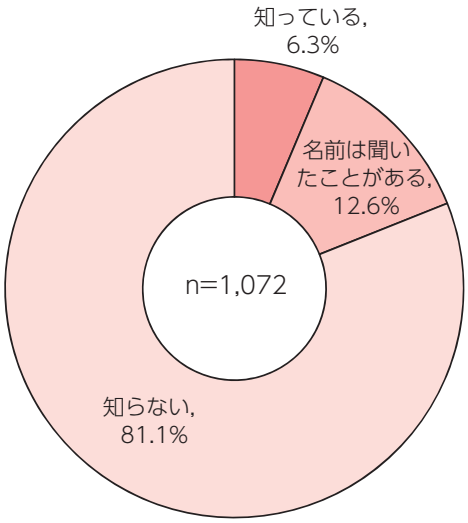

※地域生活支援拠点：緊急時の相談支援や受け入れ・対応、地域生活の体験や専門的人材の確保・育成、地域の体制づくりの機能を担う体制

■ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に配慮したサービスの利用において、困っていること・不安に感じていること

「マスク着用等の感染症対策に負担・ストレスを感じている」が最も多く、次いで「外出自体を自粛しておりストレスがある」、「イベント・余暇活動が実施できない」が挙げられています。

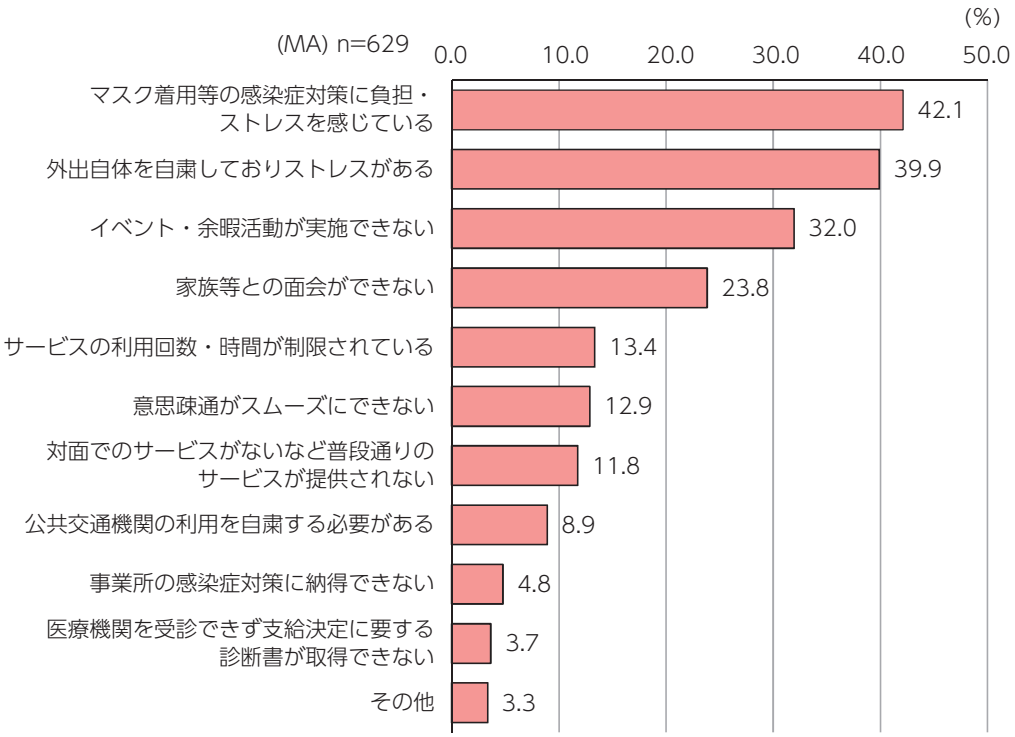

(9) 障がい福祉について

■ 住みよいまちにするために必要なこと

住みよいまちをつくるために必要なことは、「福祉サービスの手続きの簡素化・スピード化」が最も多くなっています。次いで「在宅福祉サービスの充実」、「働く場の確保」が挙げられています。

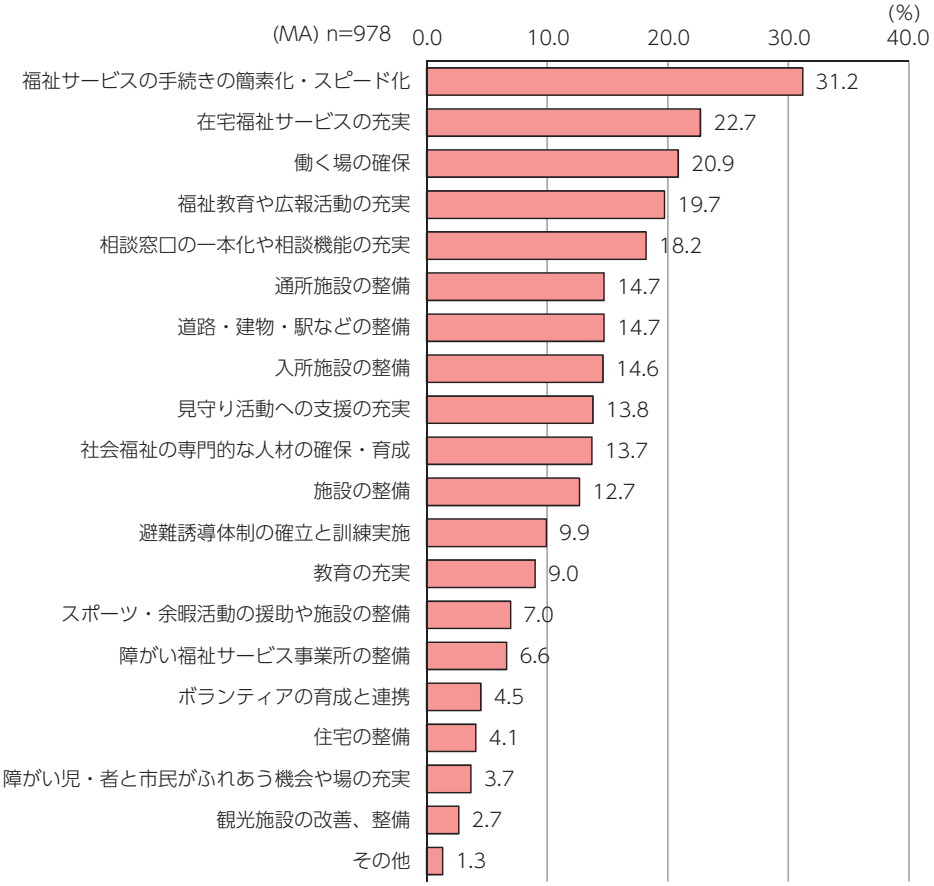

(10) 障がい児福祉について

■ 通園・通学先で必要な支援

通園先・通学先において必要な支援は、「送迎など、通園・通学のサポート」と「学習支援や介助などのサポート」が最も多く挙げられています。

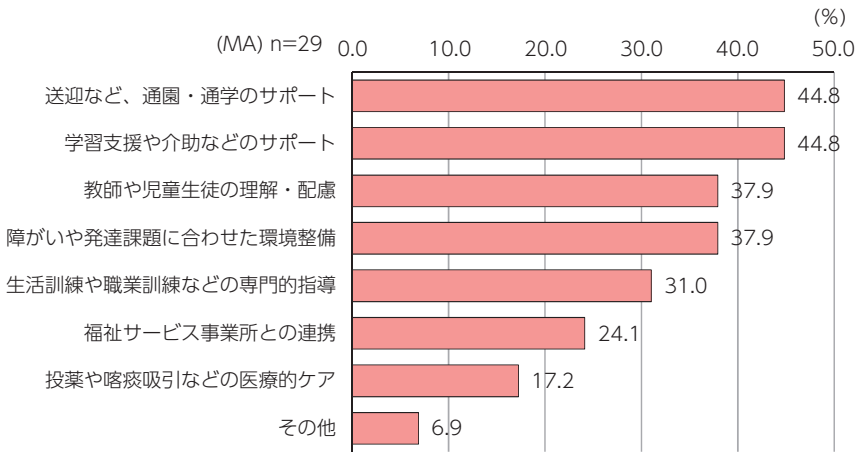

■ 現在利用している障がい児福祉サービス

現在利用中のサービスとしては、「放課後等デイサービス」が最も多く 90.0%が利用しています。

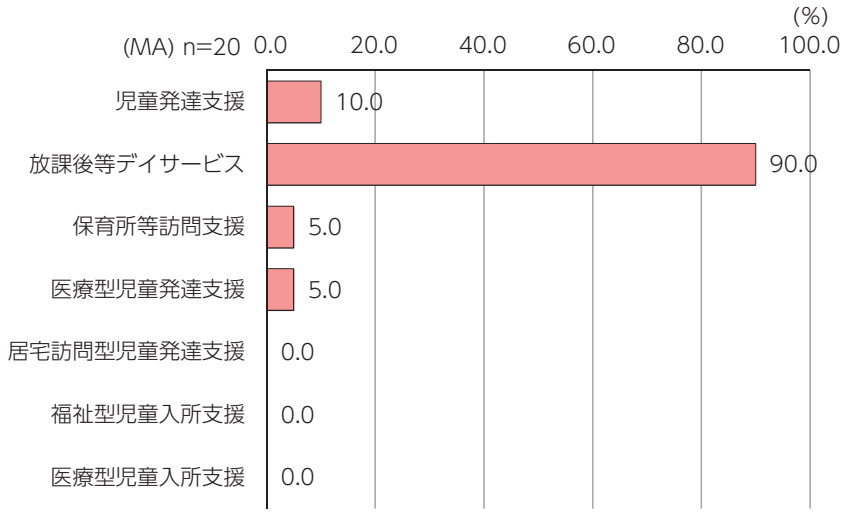

■ 今後３年以内で新たに利用したい障がい児福祉サービス

今後新たに利用したい福祉サービスとしては、「放課後等デイサービス」が最も多くなっています。

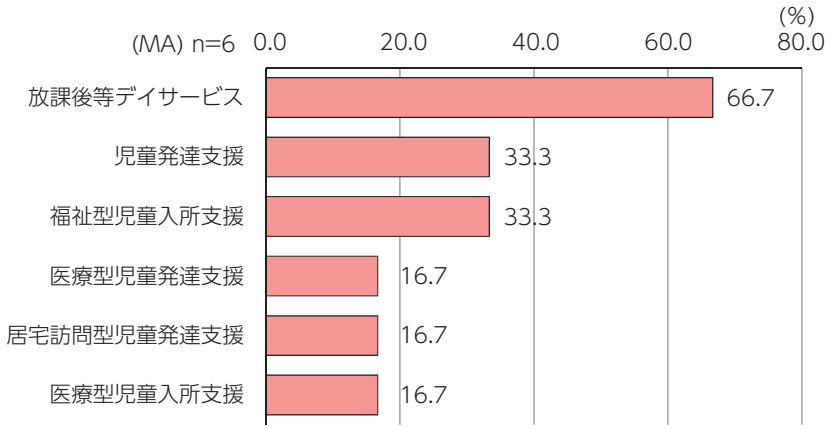

2. 一般市民を対象としたアンケート調査

【調査概要】

障がい者との関わり方や北杜市が取り組むべき課題などについて、一般市民の実態や意見を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

調査対象者	障害者手帳所持者を除く北杜市民のうち、無作為で抽出した 1,000 人
有効回収数	654 件（有効回収率　65.4%）
調査期間	令和２年９月８日 (火) ～令和２年９月 30 日 (水)
調査方法	質問紙法 (郵送等による配布・回収)

※小数第二位を四捨五入しているため、単一回答の合計値が 100%にならない場合があります
※円グラフは単一回答です。棒グラフは左上に (SA) とあるものが単一回答、（MA）とあるものは複数回答の設問です。

（1）障がい福祉への関心

■ 障がい者問題への関心

障がい者の問題に対する関心がある市民の割合（「非常に関心がある」「ある程度関心がある」をあわせた割合）は、79.7%です。平成 29 年度調査をやや下回っています。

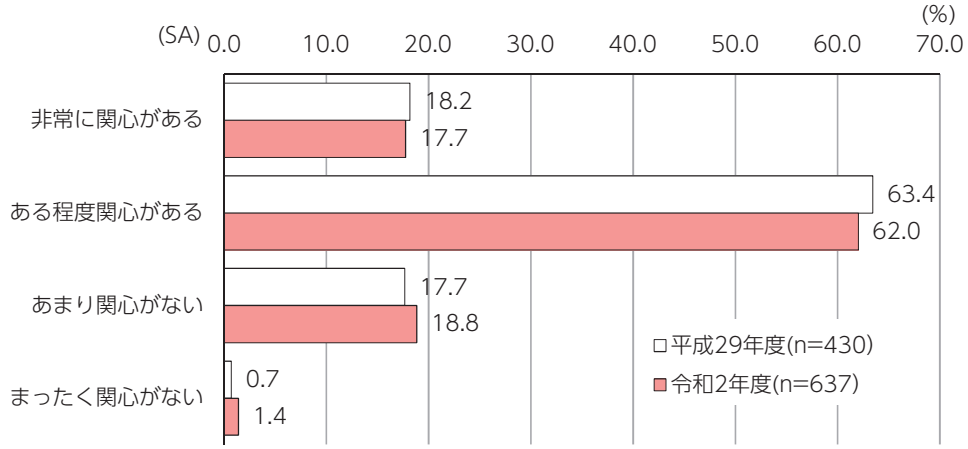

■「共生社会」の認知

障がいのある人とない人が、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、社会の一員として分け隔てなく共に暮らす「共生社会」の考え方の認知度では「知っている」が 44.7%で最も高くなっています。「知っている」割合を平成 29 年度世論調査、平成 29 年度山梨県調査と比べると、本市は若干低くなっています。

「知らない」の割合は平成 29 年度世論調査よりも低く、平成 29 年度県調査と同程度です。

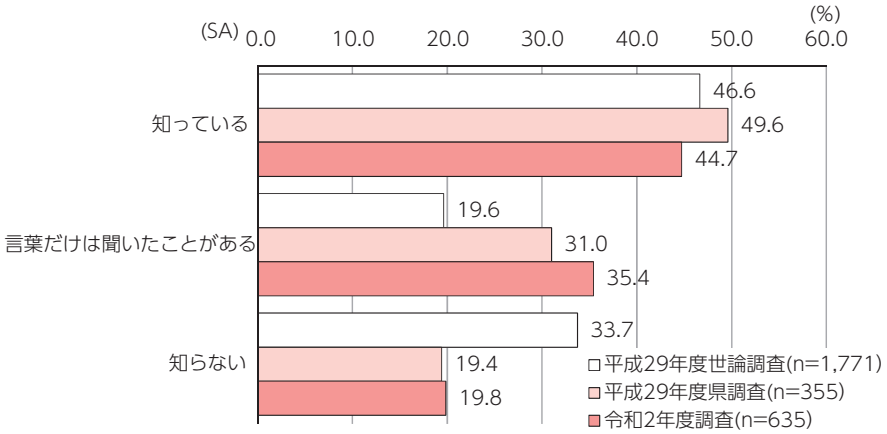

■ ボランティア等の活動への参加状況

障がい者に関わるボランティア等の活動への参加経験が「ある」のは 5.0%です。平成 29 年度調査を若干下回っています。

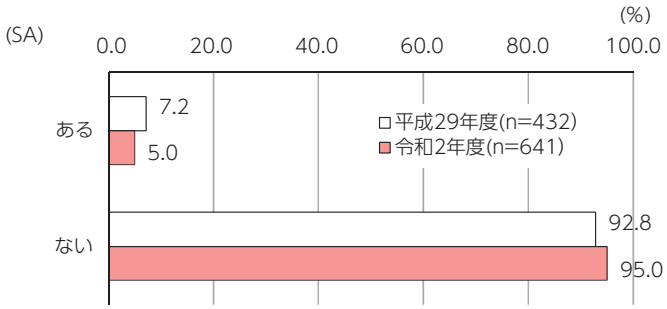

■ ボランティア等の活動への参加意向

ボランティア等の活動への今後の参加意向が「ある」割合（「ぜひ参加したい」「機会があれば参加したい」をあわせた割合）は 53.5%で、平成 29 年度調査を若干上回っています。

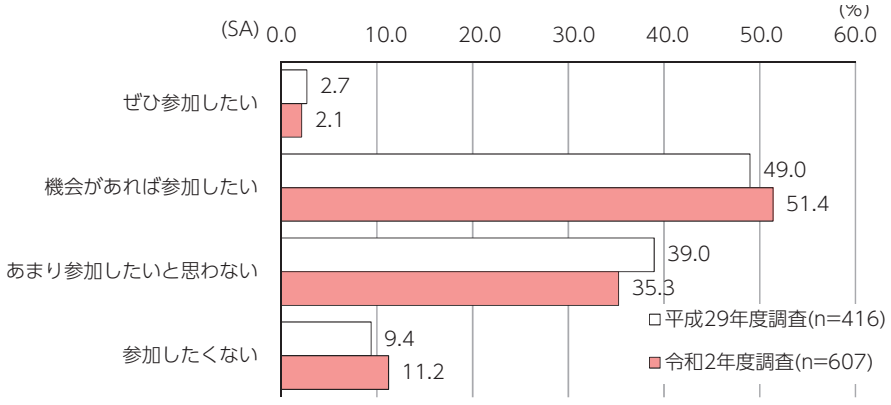

（2）障がい者の就労・教育

■ 障がい者が働くために必要な支援

障がい者が働くため、働き続けるために必要な支援・取組としては「雇用主の障がいに対する理解」「同僚の障がいに対する理解」が最も高くなっています。平成 29 年度調査とほぼ同様の傾向です。

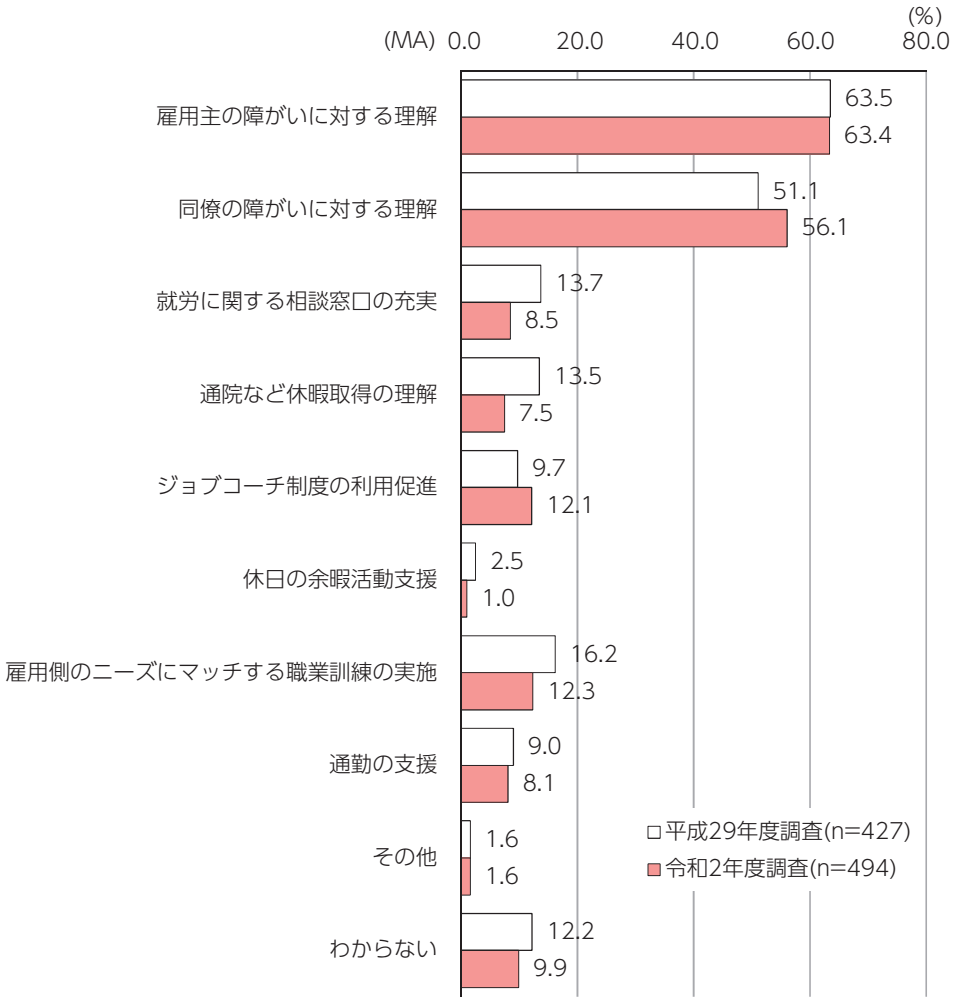

（3）住みよいまちづくり

■ 北杜市は障がい者にとって暮らしやすいまちだと思うか

北杜市が障がい者にとって暮らしやすいまちだと思う割合（「とても暮らしやすいと思う」「まあまあ暮らしやすいと思う」をあわせた割合は 26.7％です。平成 29 年度調査と比較するとほぼ同様の割合です。

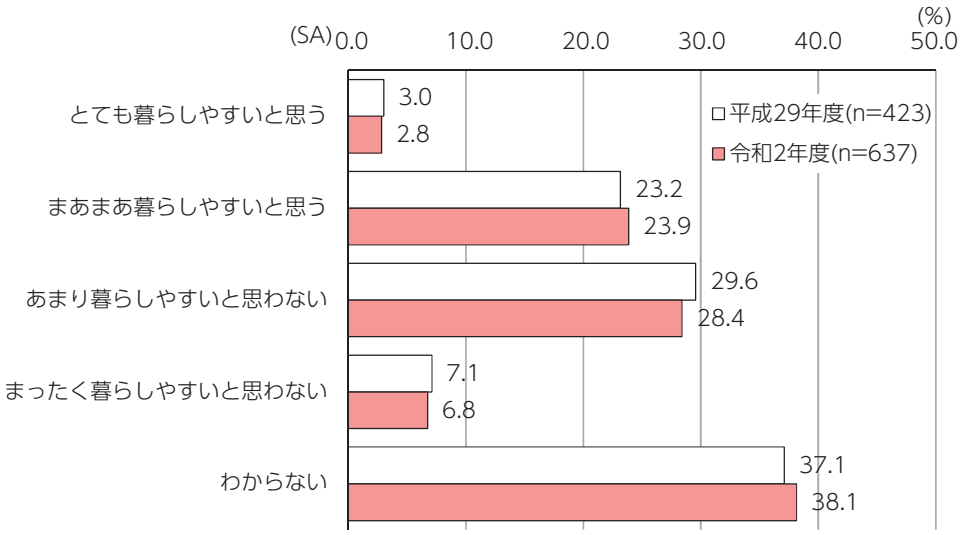

■ ヘルプマーク、ヘルプカードの認知度

ヘルプマーク、ヘルプカードともに「知らなかった」が多くを占めており、市民における認知度は高いとはいいがたい状況です。

● ヘルプマーク

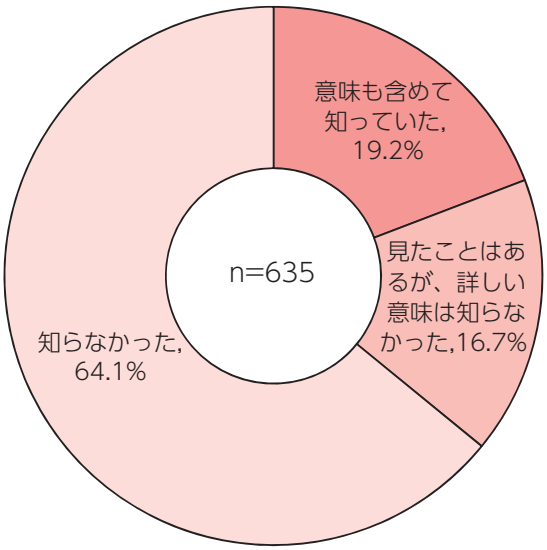

● ヘルプカード

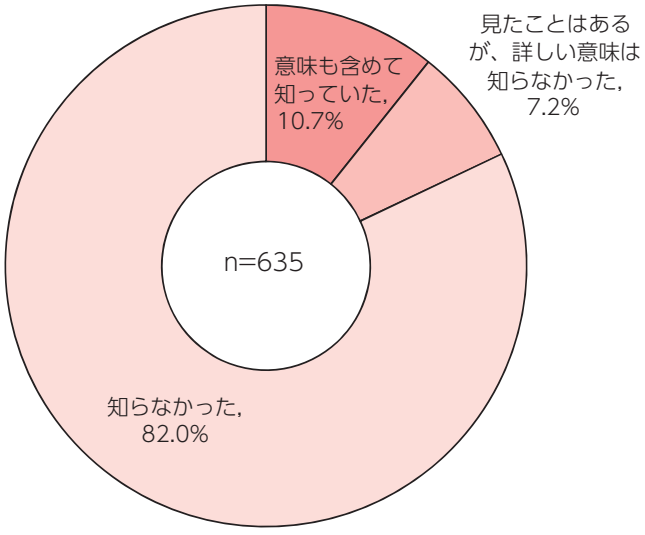

3. 関係団体ヒアリング調査

当事者により近い立場から見た障がい福祉サービス等の利用における現状と課題を把握するため、障がい者の福祉推進に関わる団体のヒアリング調査を実施しました。

【調査概要】

■ 実施時期：令和２年９～ 10 月

■ 実施団体：７団体

団体名	分野
社会福祉法人　愛寿会	障がい福祉（身体）
社会福祉法人　八ヶ岳名水会	障がい福祉（知的）
ＮＰＯ法人　八峰会	障がい福祉（精神）
ＮＰＯ法人　キッズステーション	障がい福祉（児童）
山梨県立わかば支援学校	教育・就労移行
ハローワーク韮崎	雇用・就労
株式会社　グローブ	訓練・就労

■ 主な調査結果：

分野	現状・課題
地域生活への移行について	・施設からいきなり一般住宅への移行は難しく、ステップアップのためにグループホームが必要だが、グループホームの数が少ない ・ステップアップのための施設間・サービス間の連携がうまく取れていない。法人枠を超えてもっと連携が取れれば、地域移行が進みやすい ・地域移行後の生活のビジョンが見えづらいため、なかなか進まない。人員に余裕がなく、移行後の十分なフォロー体制がないことも課題 ・施設入所の定員が縮小されているが、卒業後に施設入所を希望する生徒は多い
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について	・協議の場が整備されたため、次は技術や知識を持った人材を増やすことが課題 ・安定感のない精神疾患の方の連携では、定期的な情報交換やモニタリングにより、長いスパンで状況を共有していく必要性を感じている
地域生活支援拠点等の整備について	・現状のサービス提供で手一杯で、これ以上の業務拡大に対応できる余力がない ・緊急 24 時間対応は職員の負担が大きい割に報酬が見合わない ・当事者や家族に十分周知されていない
一般就労への移行について	・雇用につながるのは一部の障がい者であり、大部分は就労が困難。特に支援施設の入所者の一般就労への移行は難しい ・一般就労移行には時間をかけた訓練が必要であり、２年間のサービス期間は短い

分野	現状・課題
一般就労への移行について	・一般就労した人の定着が継続的な課題となっている ・新型コロナウイルス感染症の影響で障がい者の採用が減っている。企業側の障がい者雇用への理解と取組強化が必要 ・障がい者側も一般就労についての理解を深めなければ、障がい者を雇用する企業は増えていかない
障がい児支援の提供体制整備について	・支援者が少ないために、受け入れ人数が限られてしまう ・一人ひとりの発達段階に応じて課題を見つけ、支援するための個別支援計画の見直しが重要 ・地域支援体制の整備に向けて、児童発達支援センターの役割の明確化と設置に向けた取組をお願いしたい
障がい福祉サービスの提供について	・介助者の高齢化により、短期入所支援が今後増加する見込み ・行動援護はニーズがあるが、実施している事業所が少なく、強度行動障がい者の支援ができる人員が少ないためニーズに対して供給が追いついていない ・新型コロナウイルス感染症の影響で利用が伸びるサービスは行動援護など個別支援と思われる
障がい児福祉サービスの提供について	・子どもたちを理解して対応できるスタッフの充実が課題 ・放課後等デイサービスの利用実績も今後のニーズも増加傾向。事業所の確保を含め受け入れ枠の拡大をしてほしい
地域生活支援事業の提供について	・人員配置し運営を継続するだけの利用者ニーズがあるのか疑問である ・福祉有償運送はニーズがあるのに、実施団体が少ないために、充足されていないサービス。地域的には移動支援は充実すべきサービス

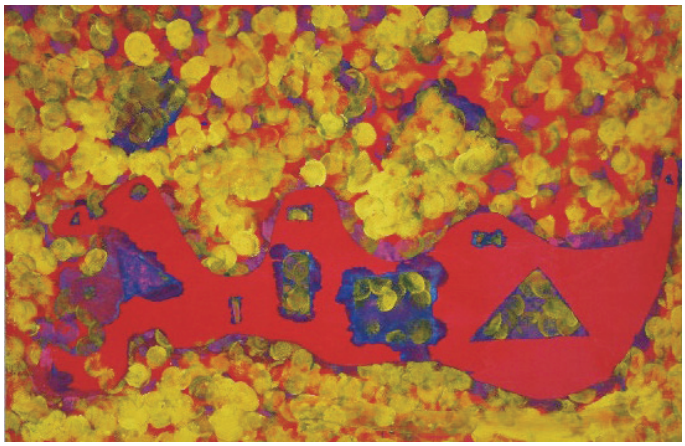

4. 事業者動向調査

サービス供給側の現状と課題及び見込量の設定に必要なサービスの提供状況を把握するため、障がい福祉サービスを提供する事業所を対象にアンケート調査を実施しました。

【調査概要】
■実施時期：令和２年 10 月
■対象事業所数：64 事業所
■回収事業所数：50 事業所
■主な調査結果：

（1）新型コロナウイルス感染症の影響について

項目	内容
サービス提供への影響	・面会の制限及び外出行事やボランティアの受け入れを中止している ・密にならないよう利用人数を制限した ・通所利用者の利用が減少した（家族の判断で利用を控える人が増えた） ・生活様式が変わり、利用者が慣れずに不安定になることがあった ・外出支援や訪問による対応が難しくなった ・障がい者雇用をする企業が減っている
事業所運営における影響	・新規受け入れの中止やサービスの利用減少により、収益に影響が出ている ・通所の利用制限のため収入が減ったが、職員の従業時間は減らないため（アルコール消毒、個別聞き取り、緊急対応）運営が厳しい状況 ・受託作業において、請負先が稼働しなかったため減収となった ・新型コロナウイルス感染症対策としてマスク、ガウン、消毒液、アクリルボードなどの費用負担が大きい ・利用者の健康チェックや室内の除菌作業、換気の対応等で職員の業務負担が増えている

（2）今後３年間の経営状況の見通しや経営課題について

項目	内容
安定した収入と利用者の確保	・地域のニーズを見据えたサービス展開や施設整備の充実が課題。安定した収入を確保できるよう努力し施設経営を維持できるように努める ・授産の収入として、受託作業を新規開拓し、年間を通して安定した収入の確保を目指す ・ニーズの高い施設の定員を増加させ、利用者を確保する
人材・事業所の確保	・訪問ヘルパーの高齢化や登録ヘルパーの人材不足により、需要があっても訪問できなくなってきており、新規依頼を断らざるを得ない状況である ・相談支援事業所や相談支援専門員の数が増えないため、事業所の負担が大きい。もう少し事業所等の数が増えて互いに連携できる環境が望ましい ・利用者が増えているのに対し、職員の確保がままならない
法改正や社会変化への対応	・法制度や周りの変化に合わせながら運営を行う。細やかに情報発信してほしい ・定期的に変わる法改正の状況に沿いながら、事業所に合う方法で進めていく ・受注生産は、経済動向及び感染症に影響を受けるため今後も非常に厳しい見通し。時代変化に合わせて事業を編成していく必要がある
運営体制の見直し	・一法人だけでの支援体制では緊急受け入れや、行動障がいなどの地域ニーズに対応できなくなってしまうため、多機能型運営の方向性を再度見直していく必要がある ・障がい者支援施設の経営課題は多岐にわたっている。環境改善と人員確保を最優先事項として計画を進めている
障がい福祉サービスと介護保険サービスについて	・高齢化が進み介護を必要とされる方が増えることで、障がい福祉サービスの利用者を受け入れることができなくなる可能性が考えられる

第3章　本計画の基本的な考え方

第１節　本計画の基本理念

本市では「第３次北杜市障害者計画」において、障がい福祉施策全般に関わる理念や基本的な方針・目標を定めています。本計画は、「第３次北杜市障害者計画」の基本理念である「自立と支えあい・やさしさあふれる杜づくり計画」に基づき、障がい福祉施策を実現するための具体的な目標やサービス見込量を国の基本的事項に沿って策定します。

■本市の障がい福祉の基本理念

自立と支えあい・やさしさあふれる杜づくり計画

障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、可能な限り「自立」して尊厳のある生活を送ることができる環境づくりが求められています。こうした環境づくりにあたっては、家族や医療・福祉・介護関係者だけでなく、地域のあらゆる主体が、ちょっとした気づかいや心配りをする「支えあい」が不可欠です。そして、障がい者一人ひとりが地域社会の一員として、その能力や状況に応じて地域社会での役割を果たし、いきいきと社会参加する杜（まち）づくりを進めていくとの想いをこめて、本市では平成 18 年度の最初の計画策定時から、「自立と支えあい・やさしさあふれる杜づくり計画」を基本理念として定めています。

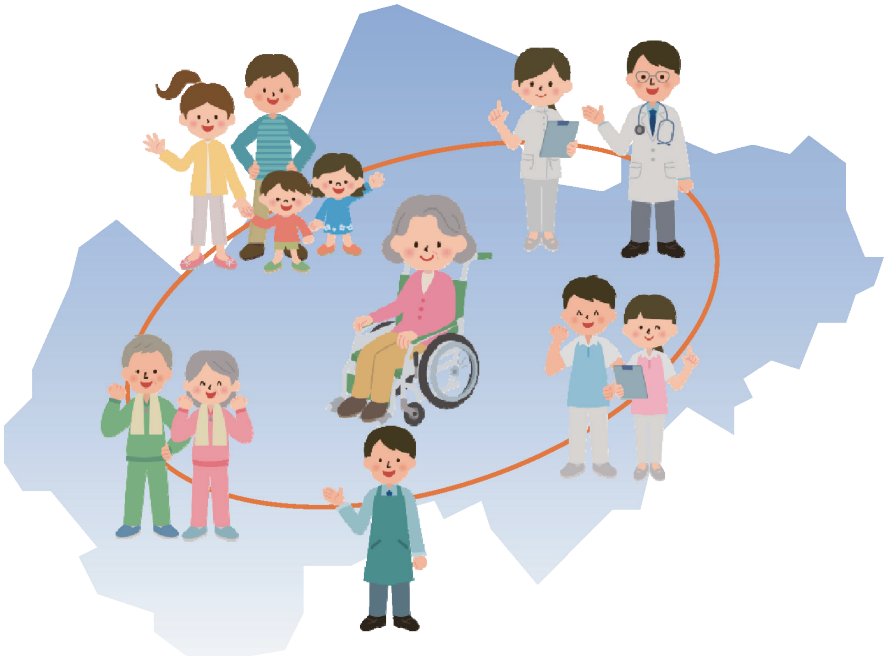

第２節　本計画の基本的な視点

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して本計画を策定します。

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、サービスの提供と支援体制の整備・充実を進めることが重要です。

2. 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい種別にとらわれない総合的なサービスの充実を図るとともに、高次脳機能障がいや発達障がい、難病患者等、アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症の方など、本計画の支援対象となる方への支援体制の充実が必要です。

3. 地域生活への移行と継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制が必要です。

また、保護者・介護者の高齢化が進む中、障がい者等がいつまでも安心して住み慣れた地域での生活を送れるよう、障がい者等を地域全体で支えるシステムの実現に向けて、地域生活支援の拠点づくりや専門性の高い人材の育成等、地域が連携した支援体制の充実が求められます。

4. 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現には行政だけでなく、地域住民の協力が不可欠です。地域住民が主体的に地域づくりに参加しやすい仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域特性を踏まえながら、包括的な支援体制の構築が必要です。

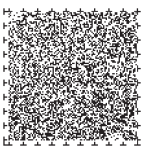

5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、障がい児のライフステージに沿った、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築が求められています。

また、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していくことが重要です。

6. 障がい福祉人材の確保【新規】

将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に関係者が協力して取り組んでいくことが求められます。

7. 障がい者の社会参加を支える取組【新規】

障がい者の文化芸術・スポーツ活動の推進や、視覚障がい者等の読書環境の計画的な整備など、多様なニーズを踏まえ、障がい者の社会参加を促進していくことが重要です。

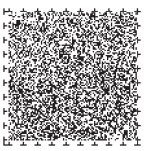

第３節　障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、国や本市の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行います。

1. 本市で必要とされる訪問系サービスの保障

在宅の障がい者等が各々の障がいの程度や生活状況に応じてサービスを利用できるよう提供体制を整備していく必要があります。

2. 希望する日中活動系サービスの保障

希望する障がい者等が必要な日中活動系サービスを利用できるよう、提供体制を整備していく必要があります。

3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

福祉施設や病院から地域生活への移行を進めるためには、地域生活における居住の場としてのグループホームの充実や、自立訓練事業等の推進が必要です。特に重度化・高齢化した障がい者等であっても希望する人が地域で暮らしていけるよう日中サービス支援型グループホームや自立支援生活援助等の支援体制を確保すること等により、地域での暮らしを継続できる体制を確保していくことが求められます。

また、障がい者等の地域における生活の維持及び継続のため、地域の関係機関と連携して地域生活支援拠点の充実を図ることが重要です。

4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等を推進するとともに、障がい者就業・生活支援センターやハローワーク等と協力しながら、地域企業等への協力要請や啓発活動に力を入れるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を進めます。

5. 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実【新規】

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者・障がい児に対して適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要があります。

6. 依存症対策の推進【新規】

アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症について、行政や関係者等の包括的な連携体制を構築するとともに、広く依存症の理解促進を進めていく必要があります。

第４節　相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい者等が地域において自立した生活を送るためには、サービスの適切な利用を支え、多様なニーズに対応する相談支援体制の整備が不可欠です。次に掲げる点に配慮して、相談支援体制の整備を行います。

1. 相談支援体制の構築

障がい福祉サービス等の利用にあたっては、利用者の希望や生活実態等を踏まえながら、適切な利用計画を作成できる体制が求められます。そのため、本市では「基幹相談支援センター」として位置づけられた「北杜市障害者総合支援センター・かざぐるま」の機能強化を図るとともに、さらなる強化・充実に向けて相談支援体制の検証を行う必要があります。

また、事業所、関係機関、峡北地域障がい者自立支援協議会と連携し、ライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と当事者及び家族の安心につながる適切な相談支援が行えるよう、質の確保及びその向上を目指します。

2. 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障がい者支援施設等に入所又は精神科病院に入院している障がい者等の数等を勘案し、計画的に地域移行支援に係るサービスを提供していく必要があります。さらに、地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実も必要です。

3. 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等が身近な場所で必要な支援を受けられるよう、地域の実情を踏まえながら、発達障がい者支援センターの設置や発達障がい者地域支援マネジャーの配置等を適切に進めていくことが求められます。また、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保や発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保も必要です。

4. 協議会の設置等

障がい者等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障がい者本人とその家族、障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関する関係者により構成される協議会を設置し、地域課題の改善に取り組んでいくことが求められます。

第５節　障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児支援については、子ども・子育て支援法第 2 条第 2 項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。障がい児及びその家族に対して、次に掲げる点に配慮して、一貫した支援体制の整備を行います。

1. 地域支援体制の構築

障がい児通所支援等について、障がい種別や年齢別のニーズに応じた支援が身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備が必要です。児童発達支援センターには、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図ったうえで、地域における中核的な支援施設として位置づけ、事業所と緊密な連携を図り、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図ることが求められます。併せて、地域支援機能を強化することにより、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することも必要です。

また、障がい児入所施設については、ケア単位の小規模化を推進し、地域に開かれたものとするとともに、入所児童の 18 歳以降の支援のあり方について協議を行う体制づくりも必要です。

2. 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児通所支援の体制整備にあたっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要です。また、障がい児の早期の発見及び支援を進めるため、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、県・市の子育て支援担当部局との連携体制を確保する必要があります。

障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、障がい児支援担当部局と教育委員会等との連携体制の確保が重要です。

放課後等デイサービス等の障がい児通所支援の実施にあたっては、学校の空き教室の活用等、関連施策との連携を検討していくことも必要です。

また、難聴児支援にあたって、児童発達支援センターや特別支援学校等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保も求められます。

3. 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障がい児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校、特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図っていく必要があります。

4. 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児や医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるためには、人数やニーズを把握するとともに、地域の課題整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ることが重要です。

また、短期入所の実施体制の確保については、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握を行う必要があり、ニーズの多様化を踏まえ協議会を活用して役割等の検討を行うことも重要です。

加えて医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野に支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置が必要となります。

強度行動障がいを有する障がい児に対しては、障がい児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要があります。

虐待を受けた障がい児に対しては、障がい児入所支援において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障がい児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うことが重要です。

5. 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いの段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。このため、障がい者の相談支援と同様に、障がい児の相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ることが重要です。

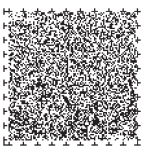

第4章　本計画の成果目標

成果目標 1　福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している者のうち、障害者自立訓練等のサービスを利用し、グループホームや一般住宅等に移行する者の目標値を、これまでの本市の実績や実情を踏まえて設定します。

【国の目標値】

■　令和５年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点から 1.6%以上削減する。
■　令和５年度末までに令和元年度末時点における施設入所者の 6%以上が地域生活に移行する。

【現状と課題】

→　福祉施設の入所者数は減少していますが、福祉施設から地域生活への移行者は前計画期間で4人（見込）にとどまり、目標値の9人には到達していません。
→　グループホームやサービス事業所数の不足、地域生活に対する不安などにより、地域移行が進みにくい現状があります。
→　特に自力での地域生活自体に対して不安が大きく、移行者数が伸びない主な原因となっています。

【本市の設定の考え方と目標値】

・施設入所者数は年々順調に減少しているため、令和5年度には基準年（令和元年度）の3.0%削減にあたる64人を目指します。
・地域生活への移行者数は年度により実績が異なりますが、3年間の計画期間で累積5名の地域移行者数を目指します（地域移行割合7.5%）。

項目	単位	第５期実績			目標値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
施設入所者数	人	70	66	65	65	64	64
施設入所者の地域生活への移行者数（累積）	人	0	1（累積　1）	3（累積　4）	1	2（累積　3）	2（累積　5）

【目標達成に向けた今後の取組の方向性】

・グループホーム数、サービス事業所数の充実を図ることで、地域移行を促進します。
・地域生活の不安解消に向けた相談支援体制の充実により、地域移行を促進します。

成果目標２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、市町村又は障がい保健福祉圏域ごとの保健･医療･福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制の構築を目指します。

【国の目標値】

- ■ 令和５年度までに精神病床から退院後１年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とする。【都道府県】
- ■ 令和５年度末の精神病床における１年以上長期入院患者数を目標値として設定する。【都道府県】
- ■ 令和５年度における入院後３か月時点の退院率を 69%以上、入院後６か月時点の退院率を 86%以上、入院後１年時点の退院率を 92%以上とする。【都道府県】

【現状と課題】

→ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、令和2年度に保健･医療･福祉関係者による協議の場が設置され、3回の協議が行われています。

【本市の設定の考え方と目標値】

・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた成果目標は、都道府県単位で設定されます。本市においてはその達成に向け、次の活動指標を具体的取組として、令和2年度より開催回数や関係者の参加人数を増加させることを目指します。

■ 活動指標

項目			単位	第５期実績			目標値		
				平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
協議の場の１年間の開催回数			回	－	－	3	4	4	4
保健、医療〈精神科医療機関別〉、福祉、介護等の関係者の参画の有無			人	－	－	12	12	13	13
内訳	保健		人	－	－	2	2	2	2
	医療	精神科	人	－	－	2	2	2	2
		精神科以外の医療機関	人	－	－	0	0	0	0
	福祉		人	－	－	5	5	5	5
	介護		人	－	－	2	2	2	2
	当事者		人	－	－	0	0	1	1
	家族		人	－	－	0	0	0	0
	その他		人	－	－	1	1	1	1

項目	単位	第５期実績			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
協議の場における目標の設定状況	項目	－	－	1	1	1	1
協議の場における評価の実施状況	回	－	－	1	1	1	1

■ 精神障がい者における障がい福祉サービス種別の利用に関する活動指標

項目	単位	第５期実績			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域移行支援	人	1	1	1	1	2	2
地域定着支援	人	2	2	2	3	3	4
共同生活援助	人	10	20	20	21	22	22
自立生活援助	人	1	7	7	8	8	9

【目標達成に向けた今後の取組の方向性】

・引き続き保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じた重層的な連携体制の充実を図ります。

成果目標３　地域生活支援拠点等における機能の充実

障がい者の重度化、高齢化や、「親亡き後」を見据え、地域で障がい者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図れる体制として地域生活支援拠点等の整備を進め、必要な5つの機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・育成、⑤地域の体制づくり）の充実を図ります。

【国の目標値】

■　令和５年度末までに各市町村又は各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討する。

【現状と課題】

→　第5期計画の目標通り、韮崎市との圏域で地域生活支援拠点が1か所整備されました。

→　しかし、登録事業所がなく、専門的人材の確保・育成、地域支援体制の整備は不十分な状況です。

→　また、障がい者アンケートの結果でも地域生活支援拠点を「知らない」という人が8割を越えており、利用者等に十分認知されていません。

→　新型コロナウイルス感染症の影響により、自立支援協議会が予定通り開催できず、議論が進んでいない状況です。

地域生活支援拠点の認知度（再掲）

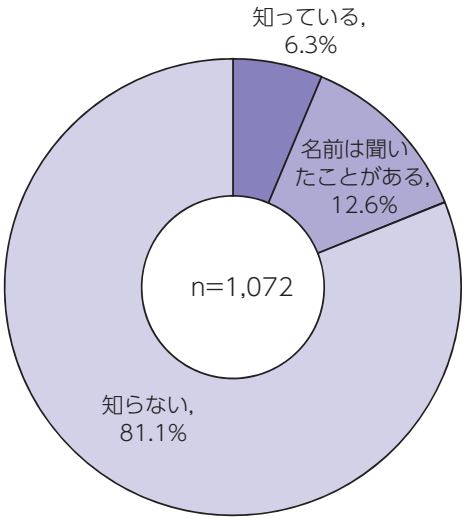

出典：北杜市　障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査

【本市の設定の考え方と目標値】

・課題を踏まえ、地域生活支援拠点が担うべき5つの機能の充実を図るため、自立支援協議会の部会等で年4回程度の運用状況の検証・検討を目指します。

・支援を必要とする人が拠点等による適切な支援を受けられるよう、市域や法人を越えた事業所間の連携による「面的整備型」の拠点等整備を促進します。

地域生活支援拠点等の整備手法のイメージ

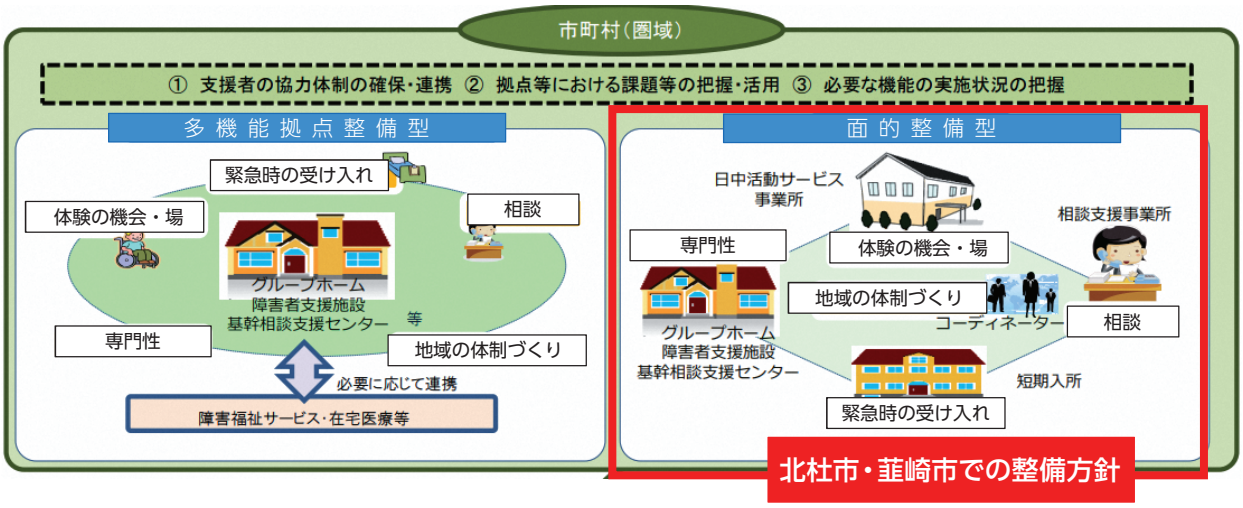

※多機能拠点整備型：機能強化を図るため、5つの機能を集約し、グループホームや障害者支援等に付加した拠点を整備するもの

※面的整備型：地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を整備するもの

出典：厚生労働省資料

項目	単位	第５期実績			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数	回	0	5	3	4	4	4

【目標達成に向けた今後の取組の方向性】

・地域生活支援拠点事業についての周知を強化しながら、登録事業所を増やします。

・利用者等への周知を図り、切れ目ないサービスを提供します。

成果目標４　福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、一般就労に移行する者の目標値を定めます。

また、就労にあたっては農福連携等も検討しながら、当事者の多様な希望に沿った就労を支援します。

【国の目標値】

- ■ 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等）を通じて、令和５年度中に一般就労に移行する者の合計が、令和元年度実績の 1.27 倍以上とする。
- ■ サービス別には、令和５年度において就労移行する者の人数が、就労移行支援事業では令和元年度の 1.3 倍以上、就労継続支援Ａ型では令和元年度の 1.26 倍以上、就労継続支援Ｂ型事業では 1.23 倍以上とする。
- ■ 令和５年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用する。
- ■ 令和元年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上とすることを基本とする。

【現状と課題】

- → 一般就労への意向者数は横ばいとなっており、就労移行支援事業、就労定着支援事業ともに利用者はあまり増加していません。
- → 新型コロナウイルス感染症の影響により、障がい者雇用の枠が減少しています。
- → 就労定着支援サービスを行う事業所数が不足しており、一般就労への移行が伸びない主な原因となっています。
- → 企業側の障がい者に対する理解が深まっていないことも、障がい者を受け入れる企業の拡大や、障がい者の定着を阻害する要因になっています。

項目	単位	第５期実績		
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込）
一般就労への移行者数	人	2	2	2
就労移行支援事業利用者数	人	5	5	6
就労定着支援事業利用者数	人	0	0	1
就労移行率３割以上の事業所割合	%	50.0	33.3	33.3

【本市の設定の考え方と目標値】

・国の目標を勘案しつつ、一般就労移行への移行者数を令和5年度には現状の2倍程度を目指します。

項目	単位	基準値 令和元年度	目標値 令和５年度
福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行するものの人数の合計	人数	2	5
	倍率	－	2.50
就労移行支援事業を通じて一般就労に移行するものの人数	人数	1	2
	倍率	－	2.00
就労継続支援Ａ型事業を通じて一般就労に移行するものの人数	人数	0	1
	倍率	－	－
就労継続支援Ｂ型事業を通じて一般就労に移行するものの人数	人数	1	2
	倍率	－	2.00
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する人数	人数	－	4
	割合（%）	－	80. 0

項目		単位	基準値 令和元年度	目標値 令和５年度
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所の割合	就労定着支援事業所数	事業所	1	3
	就労定着率が８割以上の事業所数	事業所	0	3
		割合（%）	－	100.0

【目標達成に向けた今後の取組の方向性】

・企業側の障がい者の特性への理解を深めてもらえるように、事業所や市による周知を行います。

・自立支援協議会の就労系部会などで検討を進めます。

・北杜市フードバレー協議会と連携して、農福連携を推進し、障がい者の農業分野への就労を促進します。

コラム
column

就労支援事業所の人気商品をふるさと納税返礼品へ！

北杜市と韮崎市で設置している「峡北地域障がい者自立支援協議会」の北杜市就労系部会の活動として、令和2年度より、北杜市内にある5ヶ所の就労事業所が連携し、人気のある商品を集めた、北杜市限定の「八ヶ岳セレクションセット」(全9シリーズ) を、北杜市ふるさと納税返礼品として取扱いを開始しました。各々の商品をセレクトしセットにすることで、寄附者となる市外の皆様にも事業所の活動や魅力ある商品を知ってもらい、ふるさと納税を通じて支援をいただくきっかけとなればと思います。

成果目標５　障がい児支援の提供体制の整備等（児童発達支援センター）

障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築と、医療的ニーズへの対応等に向けて、新たに障がい児支援の提供に関する成果目標を設定します。

【国の目標値】

- ■ 令和５年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１カ所以上設置する。
- ■ 令和５年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ■ 令和５年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１カ所以上確保する。
- ■ 令和５年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
- ■ 上記は、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

【現状と課題】

- → 児童発達支援センターの設置には至っていません。
- → 保育所等訪問支援サービス提供事業所は、市内の事業所で充足することができていません。市外の事業所は距離があるため、思うようにサービスを利用できていない状況があります。
- → 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所は確保が困難な状況です。
- → 医療的ケア児支援のための専門人材を市内で確保が困難な状況です。

【本市の設定の考え方と目標値】

・これまでの協議を踏まえ、目標年度までに児童発達支援センターの設置を目指します。

・主に、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を目指します。

項目		単位	基準値	目標値
			令和元年度	令和５年度
児童発達支援センターの設置		箇所	0	1
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築		有無	有	有
重症心身障がい児支援	児童発達支援事業所	事業所	0	1
	放課後等デイサービス事業所	事業所	0	1
医療的ケア児支援	関係機関の協議の場の設置（圏域設置）	有無	有	有
	医療的ケア児コーディネーターの配置人数	人	0	2

【目標達成に向けた今後の取組の方向性】

・圏域での設置も見据え、児童発達支援センター、保育所等訪問支援サービス提供事業所や児童発達支援事業所の確保を図ります。

成果目標６　相談支援体制の充実・強化等【新規】

障がいのある人が地域において自立した生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保だけでなく、当事者の抱える複合的な課題やニーズを把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、関係機関と連携した相談支援体制の構築が不可欠です。総合的な相談支援体制を構築し、専門的な指導・助言、人材育成等の各種機能を強化するための目標を定めます。

【国の目標値】

■　令和５年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

【現状と課題】

→　「北杜市障害者総合支援センター・かざぐるま」が基幹相談支援センターとして位置づけられており、総合的・専門的な相談支援体制は構築されています。一方で、相談支援を行う事業所や相談支援専門員の数が不足しており、今後はさらなる機能の充実・強化を図る必要があります。

【本市の設定の考え方と目標値】

・「北杜市障害者総合支援センター・かざぐるま」における相談支援を実施するとともに、専門的な指導・助言、人材育成支援、地域の相談機関との連携を令和5年度に向けて強化していきます。

活動指標

項目		単位	目標値		
			令和３年度	令和４年度	令和５年度
総合的・専門的な相談支援の実施	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	有無	有	有	有
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	2	2	3
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	3	4	5
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	12	12	12

【目標達成に向けた今後の取組の方向性】

・地域の相談機関や教育・雇用関係機関との連携体制を強化し、相談支援に係る研修会への参加を促し、専門的人材の育成を促進します。
・介護保険サービス事業所の障がい福祉サービスへの参入について、引き続き、働きかけを行っていきます。

コラム
column

北杜市障害者総合支援センター（かざぐるま）

北杜市障害者総合支援センター（かざぐるま）は、相談支援・デイケア・就労支援・各種申請受付等をワンストップで行える、障がい者やその家族のための拠点施設です。また、障がい者に対する虐待の通報などを受け付ける窓口として、広く市民の皆様の相談に応じています。

相談支援	福祉サービス・日常生活で困ったことなどのご相談に応じます。 【対象者】北杜市にお住まいの支援が必要な障がい者とその家族
地域活動支援（デイケア）	地域において自立して日常生活又は社会生活を営むことができるよう障がい者が気軽に立ち寄れる場を提供します。 【対象者】北杜市に在住の障がい者
特定相談支援・障がい児相談支援	障がい福祉サービス・障がい児通所支援を支給する際に勘案する、ケアプランを作成します。 【対象者】北杜市からサービス等の支給を受けようとする障がい者又は障がい児の保護者
障がい者虐待防止センター	障がい者に対する虐待の通報や届出の受付を行います。 また、虐待を防止するための相談等を行います。 【対象者】北杜市に在住の障がい者及びその養護者
障がい者差別解消支援	障がいを理由に差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなどの社会的バリア解消に対する相談支援を行います。 【対象者】北杜市在住の障がい者及びその養護者

成果目標７　障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築【新規】

障がい福祉サービス等の提供体制は、多様化するとともに多くの事業者が参入しており、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくことが求められています。障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、ニーズに応じたサービス提供について検証していくことが必要です。そのための、障がい福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築に関する目標を定めます。

【国の目標値】

■　令和５年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

【現状と課題】

→　サービスの多様化に伴い、真に必要とされるサービスを提供することが求められる中、都道府県が実施する研修に参加しています。

→　利用者のニーズを把握するため、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の分析や結果の活用を行う必要があります。

【本市の設定の考え方と目標値】

・国の定める以下の活動指標に基づき、研修への本市職員の参加人数を増やすとともに、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の分析や結果の活用及び事業所等と共有する取組を目指します。

項目		単位	目標値		
			令和３年度	令和４年度	令和５年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加人数	人	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	有	有	有
		実施回数	1	1	1

【目標達成に向けた今後の取組の方向性】

・県が実施する障がい福祉サービス等の研修へ積極的に参加します。

・自立支援協議会の部会等で事業所と審査の分析結果を共有できる体制を整備します。

第5章　活動指標（サービス見込量とその確保策）

第１節　障がい福祉サービス

１. 訪問系サービス

（１）居宅介護（ホームヘルプ）

概要	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うサービスです。
対象	・障害支援区分１以上（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態）の方。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　第５期の利用実績は計画見込量をいずれも下回りましたが、ニーズに対応したサービス提供量が確保できず、サービス提供量は不足しています。

→　第６期は第５期の実績の伸び方を踏まえ、見込量を設定します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
居宅介護	時間	計画値	499	603	729	469	502	537
		実績値	428	408	438			
	人	計画値	65	74	84	64	69	74
		実績値	58	65	60			

【確保のための方策】

関係機関と調整を図りつつ、ヘルパーの人材を確保し、ニーズの状況に応じたサービスの提供を行います。

（２）重度訪問介護

概要	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする方に、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。
対象	・重度の肢体不自由者・知的障がい者・精神障がい者であって常時介護を要する方等。 ・日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障がい者で、医療機関に入院した人。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　第５期の計画値と実績値が乖離しており、計画値を上回る時間量となっています。

→　介助者の高齢化や一人暮らしの重度心身障がい者が増えたため、一人当たりの利用時間が増加傾向となっており、第６期は第５期の伸びを踏まえ見込量を設定します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
重度訪問介護	時間	計画値	2,215	2,872	2,900	13,439	13,775	14,464
		実績値	1,731	12,189	12,799			
	人	計画値	7	8	8	8	8	9
		実績値	7	6	7			

※令和元年度から常時重度訪問介護が必要な利用者が増えたため、急激な伸び率となっています。

【確保のための方策】

関係機関と連携を図りつつ、ヘルパーの人材を確保し、ニーズの状況に応じたサービスの提供を行います。

（３）同行援護

概要	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うサービスです。
対象	・視覚障がいのある方。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　第５期の実績は計画値をやや上回る時間数となっており、一人当たりの利用時間量が増えていますが、サービス提供事業所の確保が難しい状況です。

→　近年は横ばいであることから、第６期は令和２年度の実績と同等の見込量とします。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
同行援護	時間	計画値	25	25	25	38	38	38
		実績値	31	38	38			
	人	計画値	1	1	1	2	2	2
		実績値	1	2	2			

【確保のための方策】

研修会への参加を促し、サービス提供ができる事業所を確保します。

（4）行動援護

概要	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行うサービスです。
対象	・知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護が必要な方。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　第５期は計画値を下回る実績で推移しました。この実績を踏まえ、第６期の見込量を設定します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
行動援護	時間	計画値	85	90	90	77	81	85
		実績値	78	52	73			
	人	計画値	6	6	6	7	7	7
		実績値	6	5	6			

【確保のための方策】

研修会への参加を促し、サービス提供ができる事業所を確保します。

（5）重度障害者等包括支援

概要	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助などを包括的に提供するサービスです。
対象	・常時介護を要する障がい者等で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　第５期において当サービスの利用はありませんでした。第６期も利用量はゼロと見込んでいます。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
重度障害者等包括支援	時間	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
	人	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			

2. 日中活動系サービス

（1）生活介護

概要	障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力向上のために必要な援助を行うサービスです。
対象	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方として次に掲げる方等。 ・障害支援区分が区分３（障がい者支援施設に入所する場合は区分４）以上である方。 ・年齢が 50 歳以上の場合は、障害支援区分が区分２（障がい者支援施設に入所する場合は区分３）以上である方。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→ 第５期は計画値をやや下回る実績値でほぼ横ばいに推移していることから、第６期は令和２年度と同等の見込量とします。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
生活介護	人日	計画値	2,800	2,800	2,800	2,660	2,660	2,660
		実績値	2,558	2,641	2,660			
	人	計画値	140	140	140	140	140	140
		実績値	135	139	140			

※「人日」：（月間の利用者数）×（一人一月あたりの平均利用日数）で算出されるサービス量（以下同様）

【確保のための方策】

ニーズの状況に応じて、事業所や関係機関と連携を図りながら、サービスの確保を行います。

（2）自立訓練（機能訓練）

概要	身体障がいのある方又は難病の方などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うサービスです。
対象	・地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病等対象者。 （例）入所施設等の退所、特別支援学校の卒業等の後、地域生活を営む上で、身体機能の維持や回復などの支援が必要な方。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　第５期では令和元年度から計画値を上回る実績となっており、今後もニーズの増加が予想されることから、伸びを踏まえて第６期の見込量を設定します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立訓練（機能訓練）	人日	計画値	8	8	8	16	16	16
		実績値	3	12	12			
	人	計画値	1	1	1	4	4	4
		実績値	1	3	3			

【確保のための方策】

事業所と連携を図りながら、サービスの提供を行います。

（３）自立訓練（生活訓練）

概要	知的障がい又は精神障がいのある方に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うサービスです。
対象	・地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者。 （例）入所施設等の退所、特別支援学校の卒業などの後に地域生活への移行等を図る上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な方。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　第５期の実績は人日、人数ともに計画値を下回ったため、それを踏まえた見込量を設定します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立訓練（生活訓練）	人日	計画値	190	190	190	121	121	121
		実績値	123	90	104			
	人	計画値	9	9	9	7	7	7
		実績値	7	5	6			

【確保のための方策】

ニーズの状況に応じて、事業所と連携を図りながら、サービスの確保を行います。

（4）就労移行支援

概要	就労を希望する 65 歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービスです。
対象	・就労を希望するものの、単独で就労することが難しいため、就労に必要な知識や技能の習得、又は就労先の紹介等の支援が必要な 65 歳未満の方。 ・あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、きゅう師免許を取得することで就労を希望する方。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→ 就労移行支援サービスは、就労移行支援事業所の利用ニーズが減少しているため、第５期の実績が大きく計画値を下回っています。

→ 第５期の実績と第６期の成果目標を踏まえて見込量を設定します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
就労移行支援	人日	計画値	323	342	361	74	80	93
		実績値	81	55	68			
	人	計画値	17	18	19	7	8	9
		実績値	5	5	6			

【確保のための方策】

関係機関と情報を共有し、ニーズの状況に応じて、事業所と連携を図りながら、サービスの確保を行います。

（5）就労継続支援（A型）

概要	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。
対象	・企業等に就労することが困難であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の方（利用開始時 65 歳未満の方）。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→ 第５期は計画値をやや上回る利用がありました。その伸びや今後の就労継続支援の強化を踏まえ、第６期の見込量を設定します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成 30 年度	令和元年度	令和２年度(見込)	令和３年度	令和４年度	令和５年度
就労継続支援（A 型）	人日	計画値	540	540	540	560	560	560
		実績値	576	560	560			
	人	計画値	30	30	30	30	30	30
		実績値	31	35	30			

【確保のための方策】

事業所の確保を促進し、事業所と連携を図りながら、サービスの確保を行います。

コラム
column

山梨の食と職を支えて

グローブは、平成 24 年４月に山梨県の認可を受けて以来、設立当初からずっと「しいたけやきのこ類の菌床の生産」に取り組んできました。災害（特に平成 26 年の大雪）などにも負けることなく、真正面からしいたけに向き合い、日々の勉強と経験値の積み重ねでこれまでやってきました。

おかげさまで、山梨県内において、きのこ類の菌床の製造においてはトップのシェアにまで成長し、県内のみならず、県外の顧客からも非常に高い評価をいただいております。また、農林水産省の検査を受けるなど、食の安全も忘れずに配慮してきました。「しいたけ」という一品目だけではありますが、山梨県内での需要に応えるべく、安定供給できるように努めています。

グローブは就労継続支援Ａ型という形態を選び、スタッフは雇用関係にあるという立場で勤務しています。設立当初から、休むことなくしいたけを媒体とした「農福連携」の一貫としての業務 (農業）に真剣に向き合って、スタッフ一人ひとりが自分の成長を信じて切磋琢磨してきました。その甲斐があって、毎年一般企業へ就労者を送り出すことができ、年平均２名以上の実績となっています。

また、一般企業で「企業の社員さんと一緒に作業する」などの実習など、就労ということに特化した支援により、一人ひとりが「働く」ということに改めて向き合い「将来の自分」を想像して、目標を持ち、前を向いて生活していけるようになったと思います。

この先も、スタッフの仕事場（職）であり、一般就労という（職）へのステップアップの場であり、山梨のしいたけ（食）を支える存在であるように日々精進していきます。

（6）就労継続支援（B型）

概要	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。
対象	・就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　A 型と同様、第 5 期は計画値を上回る利用実績がみられたため、第 6 期はさらなるニーズの増加を見込んだ設定とします。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第 5 期実績			第 6 期見込		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労継続支援（B型）	人日	計画値	2,330	2,330	2,330	2,650	2,650	2,650
		実績値	2,342	2,464	2,521			
	人	計画値	146	146	146	165	165	165
		実績値	139	154	154			

【確保のための方策】

農福連携などの施策を推進し、事業所と連携強化などを図りながら、サービスの拡充を行います。

（7）就労定着支援

概要	就労の安定に向けて、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間行うサービスです。
対象	・就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　一般就労への移行者の定着が課題となっていますが、本サービスの利用者は伸びていません。

→　第 6 期では成果目標として令和 5 年度の利用者数を設定することから、それに合わせた見込量とし、サービス利用を促進します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
就労定着支援	人	計画値	0	2	3	1	1	2
		実績値	0	0	1			

【確保のための方策】

支援事業所と連携を図りながら、ニーズを把握し、サービスの拡充を行います。

（8）療養介護

概要	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行うサービスです。また、療養介護のうち、医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
対象	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常に介護を必要とする障がい者のうち次にあたる方。 ・筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であって、障害支援区分が区分６の方。 ・筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障害支援区分が区分５以上の方。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　本サービスは利用者が限られるため、第５期はほぼ計画通りの実績となりました。第６期においても急激な増加はないと想定し、令和２年度と同等の見込量とします。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
療養介護	人	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	1	1	2			

【確保のための方策】

ニーズの状況に応じて、事業所と連携を図りながら、サービス確保を行います。

（9）短期入所（福祉型）

概要	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うサービスです。 このサービスは、介護者の休息のためにも利用できます。
対象	・障害支援区分が区分１以上である障がい者、それと同等の状況にある障がい児。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　第５期は計画値を下回る実績値となりましたが、介護者のレスパイト等の支援は今後もニーズがあると考えられることから、第５期実績をやや上回る見込量を設定します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
短期入所（福祉型）	人日	計画値	210	210	220	200	200	210
		実績値	162	124	158			
	人	計画値	21	21	22	26	26	27
		実績値	21	31	23			

【確保のための方策】

地域生活支援拠点の周知・利用促進を図り、事業所と連携を図りながら、サービスの確保を行います。

（１０）短期入所（医療型）

概要	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うサービスです。 このサービスは、介護者の休息のためにも利用できます。
対象	・障害支援区分が区分１以上である障がい者、それと同等の状況にある障がい児。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　第５期はサービスの計画値をやや上回る利用がみられました。第５期の実績と今後の家族介護者等のレスパイトニーズを想定して、第６期のサービス量を見込みます。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成 30 年度	令和元年度	令和２年度(見込)	令和３年度	令和４年度	令和５年度
短期入所（医療型）	人日	計画値	15	15	15	19	19	19
		実績値	15	17	17			
	人	計画値	3	3	3	6	6	6
		実績値	5	5	5			

【確保のための方策】

事業所と連携を図りながらニーズを把握し、サービスの提供を行います。

3. 居住系サービス

（1）自立生活援助

概要	定期的に、又は必要に応じて利用者の居宅を訪問し、生活上の課題などについて確認を行い、自立生活に向けて必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。
対象	・障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方等。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→ 第５期は計画値を上回る利用がみられました。第６期では成果目標として施設から地域生活に移行する者を令和５年度までに５人を目指すことから、それを踏まえたサービス見込量とします。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立生活援助	人	計画値	3	3	4	11	11	12
		実績値	3	10	10			

【確保のための方策】

地域移行者が安心して生活を送ることができるよう、事業所への適切な情報提供を行い、他部署との連携を図りながら体制整備を促進します。

（2）共同生活援助（グループホーム）

概要	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
対象	・身体障がい者については65歳未満であること、又は65歳に達する前までに障がい福祉サービス等を利用したことがある方。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→ 地域移行を進めるにあたっては、グループホームの確保が不可欠です。第５期は見込量の範囲内での利用実績となっています。第６期は成果目標である地域生活への移行者数の目標値を勘案し、見込量を設定します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度(見込)	令和３年度	令和４年度	令和５年度
共同生活援助	人	計画値	72	74	76	70	72	74
		実績値	66	68	68			

【確保のための方策】

地域移行者が安心して生活を送ることができるよう、ニーズの状況に応じて、事業所へ適切な情報提供を行いながら、体制整備を促進します。

（3）施設入所支援

概要	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行うサービスです。
対象	・生活介護を受けている方であって障害支援区分が区分４以上（50 歳以上の場合は区分３以上）である方。 ・自立訓練又は就労移行支援（以下「訓練等」という。）を受けていて、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方、又は地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが難しい方等。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→ 成果目標で施設入所者数の削減に取り組んでおり、減少傾向にあります。第６期では成果目標として令和元年度から 3.0％削減の 64 人を目指しており、それを踏まえた見込量とします。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
施設入所支援	人	計画値	68	66	64	65	64	64
		実績値	70	66	65			

【確保のための方策】

地域の実情を勘案し、事業所と連携を図りながら、サービスの確保を行います。

4. 相談支援サービス

（1）計画相談支援

概要	支給決定時のサービス等利用計画案の作成や、支給決定後のサービス等利用状況の検証と計画の見直し（モニタリング）、サービス事業所等との連絡調整を行うサービスです。
対象	・障がい福祉サービスの申請又は変更の申請を行う障がい者等。 ・地域相談支援の申請を行う障がい者。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　計画相談支援は計画値の 2 倍以上の実績値で推移しています。今後も利用ニーズは増えると見込まれることから、令和 2 年度を上回る見込量を設定します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第 5 期実績			第 6 期見込		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援	人	計画値	46	47	48	110	113	116
		実績値	93	106	108			

【確保のための方策】

計画相談に係る研修会への参加を促し、専門的人材の育成を図りながら、事業所と連携し、相談支援体制の整備及び人材確保を行います。

（2）地域移行支援

概要	障がい者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方など、地域生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活移行に向けた相談や必要な支援を行うサービスです。
対象	・障がい者支援施設等又は児童福祉施設に入所している障がい者等。 ・精神科病院に入院している精神障がい者。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　第 5 期の計画値の 4 分の 1 の実績で推移しました。地域移行が進まない要因として地域生活への不安が大きいことが考えられます。相談支援体制を充実させ、きめ細かな支援を行う必要があるため、第 6 期は成果目標である地域移行者数を勘案するとともに、第 5 期の実績と同等の見込量としています。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第 5 期実績			第 6 期見込		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域移行支援	人	計画値	4	4	4	1	2	2
		実績値	1	1	1			

【確保のための方策】

利用者の状況に合わせた適切なサービス提供を行うため、サービス内容を精査し、事業所や関係機関と連携を図りながら、相談支援体制の整備及び人材確保を行います。

（3）地域定着支援

概要	単身等で生活する障がい者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービスです。
対象	・居宅において単身であるため、緊急時の支援が見込めない障がい者。 ・家庭の状況等により、同居している家族による緊急時の支援が見込めない障がい者。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　第５期は見込んだ利用量を実績値が下回りました。第６期は成果目標として地域移行を進めることも勘案し、第５期と同様の見込量としています。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域定着支援	人	計画値	3	3	4	3	3	4
		実績値	2	2	3			

【確保のための方策】

ニーズの状況に応じて、事業所と連携を図りながら、相談支援体制の整備及び人材確保を行います。

第２節　障がい児支援サービス

（1）児童発達支援

概要	児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。
対象	・未就学の障がい児。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　第５期では利用者数は計画値を実績値が上回りましたが、人日でみると見込量を下回っており、一人当たりの利用が減少していると考えられます。第５期の実績を踏まえ、第６期の見込量を設定します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童発達支援	人日	計画値	214	214	214	172	172	172
		実績値	99	147	143			
	人	計画値	11	11	11	14	14	14
		実績値	12	12	13			

【確保のための方策】

近隣の自治体と連携を図りながら、児童発達支援事業所を確保し、ニーズの状況に応じて、サービスの確保を行います。

（2）医療型児童発達支援

概要	医療型児童発達支援センター（あけぼの医療福祉センター）において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等及び治療を行うサービスです。
対象	・上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　第５期では利用者数はほぼ計画値通りでしたが、人日でみると見込量を下回っており、一人当たりの利用が減少していると考えられます。第５期の実績を踏まえ、第６期の見込量を設定します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
医療型児童発達支援	人日	計画値	40	40	40	30	30	30
		実績値	27	13	13			
	人	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	1	1			

【確保のための方策】

事業所と連携を図りながら、ニーズに対応したサービスの提供を行います。

（3）放課後等デイサービス

概要	児童発達支援センター、指定放課後等デイサービス事業所において、放課後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。
対象	・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に就学している障がい児。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→ 第５期の実績値は計画値を大きく上回っています。今後もニーズは増加すると考えられ、第６期は増加の傾向を踏まえて見込量を設定します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
放課後等デイサービス	人日	計画値	450	450	450	665	665	665
		実績値	599	632	632			
	人	計画値	45	45	45	67	67	67
		実績値	61	61	61			

【確保のための方策】

資質向上のための研修の機会を促し、職員の専門性を確保しつつ、事業所の確保を図りながら、サービスの拡充を行います。

（4）保育所等訪問支援

概要	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として本市が認めたもの（以下「保育所等」という。）に通う障がい児につき、訪問支援員が施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービスです。
対象	・保育所等に通う障がい児。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→ 第５期では計画値を大きく上回る利用がみられました。これらの増加傾向及び第６期の成果目標を踏まえ、第６期の見込量を設定します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度(見込)	令和３年度	令和４年度	令和５年度
保育所等訪問支援	人日	計画値	1	3	3	7	8	8
		実績値	6	7	7			
	人	計画値	1	3	3	7	8	8
		実績値	5	6	6			

【確保のための方策】

広域での人材確保を視野に入れながら、ニーズの状況に応じて、事業所と連携を図り、サービスの拡充を行います。

（5）居宅訪問型児童発達支援

概要	重度の障がい等の状態にある障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
対象	・重度の障がい等の状態にある障がい児。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→ 第５期はサービスの利用がありませんでした。第６期は成果目標にも定められていることから、これらを踏まえ、第６期の見込量を設定します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
居宅訪問型児童発達支援	人日	計画値	0	0	2	0	2	2
		実績値	0	0	0			
	人	計画値	0	0	1	0	1	1
		実績値	0	0	0			

【確保のための方策】

ニーズの状況に応じて、事業所と連携を図りながら、サービスの提供を行います。

（6）障害児相談支援

概要	障がい児通所支援の利用申請手続きにおいて、障がい児支援利用計画案の作成や、通所支援開始後に、利用計画が適切であるかどうかのモニタリングと見直し等の援助を行うサービスです。
対象	・障がい福祉サービスの申請又は変更の申請に係る障がい児の保護者。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→ 第５期は計画値を上回る利用がみられました。第６期はこうした実績と今後のニーズを踏まえ、見込量を設定します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
障害児相談支援	人	計画値	11	12	13	21	22	23
		実績値	23	21	20			

【確保のための方策】

計画相談に係る研修会への参加を促し、専門的人材の育成を図りながら、事業所と連携し、サービスの拡充を行います。

コラム
column

将来豊かな生活を送るためのお手伝い

キッズクラブひまわりは、保護者の方が中心となり障がい児を支援する活動を２０年間行い、その後、社会福祉法人八ヶ岳名水会に事業を移して、山梨県では一番古くから児童を支援する活動を行っています。

事業所の理念は、「たとえ障がいがあっても地域の中で当たり前の生活が送れるよう、様々な経験や体験を通じ、豊かな生活を送れるようにする」ことです。その理念のもと、事業所の中での活動はもちろん、地域のボランティアとの交流も積極的に行っています。

キッズクラブひまわりでは、放課後等デイサービス事業を行っており、ここでは発達が気になるお子さんが、あたたかく家庭的なくつろぎの中で安心してのびのび過ごすことができます。

事業所はとても広く、体を動かして遊ぶこともでき、また室内でゆっくり過ごすこともできます。小さな集団の中で、いろいろな遊びや活動を楽しみながら「できること」を増やし、お子さんの健やかな成長と発達をサポートしています。

また、未就学児の療育の場である、サポートルーム　たけのこ GUNGUN では、児童発達支援事業を行い、未就学児の育ちに不安のある子、行動の気になる子を対象に、生活習慣や社会性の獲得、向上、心理面の安定を支援しています。

その他にも、日中一時支援事業や移動支援事業を行っています。日中一時支援は、日中活動の場として、一時預かりや見守りを行い、日常的に介護をされているご家族などの就労支援や負担を軽減するお手伝いをしています。

移動支援は、自分で移動することが難しい障がいをお持ちの方の地域生活を支えるため、外出をサポートする事業です。

キッズクラブひまわりでは、継続的に様々な分野と協力し、いつでも誰かと相談できる環境を整えています。

子育てで不安なことがあれば、１人で抱え込まずにお気軽にご相談ください。

第３節　発達障がい者等に対する支援【新規】

（1）ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講支援

概要	ペアレントトレーニングとは、保護者の方々が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラムです。また、ペアレントプログラムとは、保護者が子育てがうまくいかないと感じたり、子どもの発達が気になった段階での、最初のステップとして開発されたプログラムです。
対象	・子育て世代の保護者。

【現状・課題】

→　現状、発達障がい児の親の会が開催されており、保護者の方々が困りごとなどを語る場があります。

【確保のための方策】

今後も、現在行われている親の会を継続していき、同じ悩みを持つ親同士の集いの場を確保します。

（2）ペアレントメンターの養成

概要	ペアレントメンターとは、自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。
対象	・発達障がいのある子どもの子育てを経験した方。

【現状・課題】

→　現状、ペアレントメンター養成研修等は行っておらず、ペアレントメーターの養成は難しい状況です。

【確保のための方策】

本市の状況を踏まえ、実施を検討していきます。

（3）ピアサポートの活動

概要	ピアサポートとは、同じような立場の人によるサポートを意味します。
対象	・発達障がいのある方。

【現状・課題】

→　現状では市主体のピアサポートの活動はありませんが、事業所において行っている状況です。

【確保のための方策】

関係機関と連携を図りながら、ニーズに合ったサービス提供を行います。

第４節　地域生活支援事業

（1）理解促進研修・啓発事業

概要	日常生活上の「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための啓発活動などを行います。本市では、地域活動支援センター事業を支えるボランティアの養成講座や、ボランティアフォローアップ研修を開講しています。
対象	・市民一般。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　ボランティアの参加経験のある市民はごく一部に限られており、理解促進や啓発によるボランティアの確保は大きな課題となっています。第５期期間中は毎年講座や研修を開催しました。第６期も引き続き理解促進・啓発事業の充実を図ります。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
		実績値	有	有	有			

コラム
column

障がい者ボランティア養成講座

本市では、障がいをお持ちの方が地域で安心して暮らせるまちづくりのため、障がいに対する正しい知識の普及啓発と障がいがある方への理解を深めることを目的に、隔年で障がい者ボランティア養成講座と障がい者ボランティアフォローアップ講座を開催しています。

ボランティアとして登録していただいた方には、地域活動支援（デイケア）事業や、「ほかほかハートまつり」に参加・協力していただき、障がいのある方の良き理解者として、地域との橋渡し役となっていただいています。

今後も、障がい者ボランティア養成講座と障がい者ボランティアフォローアップ講座を通し、ボランティアの質の向上に努めます。

（2）自発的活動支援事業

概要	障がい者とその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート・災害対策・孤立防止活動・ボランティア活動など）の支援を行います。本市では、精神障がい者とその家族及び地域住民との交流により精神障がいに対する理解を深めることで、住みよい地域をつくることを目的とした「ほかほかハートまつり」を開催しています。
対象	・障がい者とその家族、市民一般。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　第５期期間中、新型コロナウイルス感染症の影響で令和２年度は実施できませんでしたが、平成 30 年度・令和元年度は「ほかほかハートまつり」を開催しました。第６期も引き続き理解促進のための自発的な活動を支援します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自発的活動支援事業	実施の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
		実績値	有	有	無			

コラム
column

ほかほかハートまつり

北杜市地域交流事業として「ほかほかハートまつり」を開催しています。

このお祭りは、精神に障がいのある方と地域の方との交流を図り、障がい者への理解を深めるためのお祭りです。

市内外の障がい施設の皆様によるステージ発表では、日頃の活動の成果を発表し、笑顔あふれる時間を提供してくれます。また、各施設の皆様による出店コーナーでは、手作りの美味しいお菓子やかわいい手芸品などの商品の販売を行います。

（3）相談支援事業

概要	障がい者とその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や虐待の防止等の権利擁護のための援助を行い、自立した生活に向けた支援を行います。本市では、障害者総合支援センター・かざぐるま（基幹相談支援センター）において、相談支援専門職員や精神保健福祉士が、障がい者等に対して福祉サービスの利用援助、各種支援施策の活用へ向けた助言指導や権利擁護のために必要な援助等を行い、社会生活力を高めるための支援を実施しています。
対象	・障がい者等又は障がい者等の介護を行う方。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　第５期の相談支援事業はほぼ計画通りの実績となりました。第６期も第５期の実績にあわせ、同等の見込量とします。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
一般相談事業所	箇所	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			
指定特定相談事業所	箇所	計画値	8	8	8	7	7	7
		実績値	8	8	7			
指定一般相談事業所	箇所	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	2	2			
障害児相談事業所	箇所	計画値	4	4	4	4	4	4
		実績値	5	5	4			
実施箇所数（合計）	箇所	計画値	15	15	15	14	14	14
		実績値	15	15	14			

（4）成年後見制度利用支援事業

概要	判断能力が十分でない知的障がい者、精神障がい者であって、成年後見制度の利用に当たって申し立てが困難な場合、市長が代理で申し立てを行います。制度の利用にあたって、費用の負担が困難な方については、必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。
対象	・申立人がいない場合、又は申し立てに要する費用や後見人等の報酬の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある方。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　第５期の成年後見制度利用支援事業の利用者は令和２年度の１人のみ（見込）にとどまり、利用促進が課題となっています。第６期は制度の周知や利用促進に取り組むことによる利用の増加を見込んだ設定とします。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
成年後見制度利用支援事業	人	計画値	2	3	4	2	3	4
		実績値	0	0	1			

（５）成年後見制度法人後見支援事業

概要	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築など、円滑な実施に向けた支援を行います。
対象	・障がい者に係る法人成年後見人となる法人。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　第５期の成年後見制度法人支援事業は、毎年１回研修会を実施していますが、法人への制度の周知をさらに促進するため、第６期の見込量を設定します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
成年後見制度法人後見支援事業	人	計画値	1	1	1	2	2	2
		実績値	1	1	1			

コラム
column

成年後見制度法人後見支援

知的障がい、精神障がい等の判断能力が不十分な方の権利を護るために成年後見制度があり、後見人には法人等もなることが認められています。

今後、障がい者等の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障がい者等が地域で自立して、安心して生活が送れるように、法人等への成年後見制度の理解を図るため、福祉課と包括支援センターが連携して研修会を開催しています。

（6）意思疎通支援事業

概要	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。本市では、聴覚障がい者等に対し、手話通訳者や要約筆記者・要約筆記奉仕員（以下、「要約筆記者等」という）を派遣し、その意思疎通の円滑化を支援しています。また、手話通訳者を福祉課窓口等へ配置し、聴覚障がい者等とのコミュニケーションの円滑化を図り、相談受付及び様々な行政手続の支援を行っています。
対象	・聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→ 第５期の手話通訳者・要約筆記者等派遣事業の利用実績は計画値の２倍以上となりました。第６期はこうしたニーズの大きさを踏まえて設定します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
手話通訳者・要約筆記者等派遣事業	人	計画値	60	65	70	155	158	160
		実績値	151	145	150			
手話通訳者設置数	人	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			

（7）日常生活用具給付等事業

概要	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。
対象	・在宅の障がい者等であって、北杜市障害者等地域生活支援事業実施要綱（平成18年北杜市告示第91号）別表第２の「対象者」の欄に掲げる方。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→ 第５期は排泄管理支援用具と住宅改修費を除き、計画値を下回る利用実績となりました。第６期はこうした動向を踏まえ設定し、排泄管理支援用具の見込量はニーズの増加に対応できるよう計画します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度(見込)	令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護・訓練支援用具	件	計画値	7	7	7	3	3	3
		実績値	1	1	1			
自立生活支援用具	件	計画値	5	5	5	5	5	5
		実績値	0	3	3			
在宅療養等支援用具	件	計画値	5	5	5	3	3	3
		実績値	6	2	2			

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
情報・意思疎通支援用具	件	計画値	45	50	55	5	5	5
		実績値	27	29	25			
排泄管理支援用具	件	計画値	680	700	720	850	860	870
		実績値	754	831	840			
住宅改修費	件	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	2	2			

※令和３年度から情報・意思疎通支援用具の給付件数が減少している原因は、人工喉頭の一部が保険適用となり、日常生活用具の給付対象外となったためです。

（8）手話奉仕員養成研修事業

概要	聴覚障がい者との交流活動の促進や、本市の広報活動などを支援する手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した方）の養成研修を行います。
対象	・市民一般。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　第５期の手話奉仕員の養成はほぼ計画通りに進みました。第６期は第５期と同等の見込量を設定し、新型コロナウイルス感染症の状況を見据えつつ事業を推進します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
手話奉仕員養成研修事業	人	計画値	20	20	20	20	20	20
		実績値	19	19	16			

※令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、ステップアップ講座を実施

コラム
column

北杜市手話奉仕員養成講習会

聴覚に障がいがある方の生活や社会環境について理解を深めるとともに、日常生活で必要なコミュニケーションの確保と社会参加の推進、言葉の壁を越えた交流を図ることを目的とし、聴覚に障がいがある方の社会参加をサポートできる人材を養成するために、毎年、手話奉仕員養成講習会を開催しています。

（9）移動支援事業

概要	屋外での移動が困難な在宅の障がい者等について、通院や余暇活動など、社会参加のための外出を希望する障がい者等に対して、外出のための支援を行います。
対象	在宅の障がい者等であって、次に掲げるいずれかの要件を満たす方。 ・全身性障がい又は視覚障がいによる身体障害者手帳を所持している方。 ・療育手帳を所持している方。 ・精神障害者保健福祉手帳を所持している方。 ・医師により発達に障がいがあると診断された方。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　在宅の障がい者にとって移動支援は社会参加のために不可欠なもので、今後も確保が必要です。第６期は第５期の実績値を踏まえ見込量を設定します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
移動支援事業	人	計画値	90	88	86	75	74	73
		実績値	90	75	70			
	時間	計画値	3,800	3,750	3,700	3,670	3,620	3,570
		実績値	3,632	3,632	3,500			

（10）地域活動支援センター事業

概要	「障害者総合支援センター・かざぐるま」などにおいて、地域の障がい者等に対して、日中活動の場や居場所を提供するとともに、支援員や地域住民ボランティアとの交流や様々な活動を通じた社会参加への支援を行います。
対象	・どの障がい者等でも利用可。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　第５期のサービス利用者は計画値をやや下回りました。第６期は第５期の実績を踏まえて設定します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域活動支援センター事業（市内分）	箇所	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			
	人	計画値	64	66	68	56	58	60
		実績値	48	53	55			
地域活動支援センター事業（市外分）	箇所	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			
	人	計画値	3	3	3	2	2	2
		実績値	1	1	1			

（11）日中一時支援事業

概要	日中監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等について、日中における活動の場（施設における預かり・見守り）を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族介護者等の一時的な休息を図ります。
対象	次に掲げるいずれかの要件を満たす方。 ・常時介護を要する身体障害者手帳１級又は２級を所持している方。 ・療育手帳を所持している方。 ・精神障害者保健福祉手帳を所持している方。 ・医師により発達に障がいがあると診断された方。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　第５期は利用者数では計画値をやや上回っていますが、時間数では見込量を下回っており、一人当たりの利用が見込量よりも少なくなっています。こうした傾向を踏まえ、第６期の見込量を設定します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
日中一時支援事業	人	計画値	90	95	100	105	110	115
		実績値	107	101	95			
	時間	計画値	14,000	14,500	15,000	12,000	12,300	12,600
		実績値	12,229	10,478	10,526			

(12) 生活サポート事業

概要	最長３か月を限度に、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、家事援助等、日常生活上の必要な支援を行います。
対象	・障害者総合支援法の規定による介護給付費の支給決定手続により「非該当」となり、家事に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたす恐れがあると市長が認めた障がい者等。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→ 第５期の生活サポート事業の利用はありませんでした。それを踏まえ、第６期は第５期と同じ見込量を計画します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
生活サポート事業	人	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0			

(13) 身体障害者自動車運転免許取得費助成事業

概要	自動車免許の取得により、就労等社会活動への参加に効果があると認められる方に、免許証取得費用の一部を助成します。
対象	次の各号のいずれにも該当する障がい者等。 ・道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 23 条の規定による適正試験に合格した方。 ・身体障害者手帳の等級が１級又は２級の方（ただし、体幹機能障がいにあっては３級以上、下肢機能障がいにあっては４級以上の方）。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→ 第５期の本サービスの利用はほとんどみられませんでした。第６期も大幅な利用の増加はないと見込んで設定します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
身体障害者自動車運転免許取得費助成事業	人	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	1			

（14）身体障害者自動車改造費助成事業

概要	就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車の改造が必要な場合、改造費用の一部を助成します。
対象	次の各号のいずれにも該当する障がい者等。 ・上肢機能障がい及び体幹機能障がい１級若しくは２級を所持している方又は下肢機能障がい３級以上の身体障害者手帳を所持している方。 ・主たる生計維持者の前年の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第３章に規定する特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　第５期は計画値と同等の利用がみられました。それを踏まえ、第６期も第５期と同等の見込量とします。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
身体障害者自動車改造費助成事業	人	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	0	2			

（15）訪問入浴サービス事業

概要	在宅での入浴に支障がある身体障がい者に対して、移動入浴車を派遣します。
対象	・介護保険法に基づく訪問入浴介護を受けることができず、自宅で入浴することが困難な 65 歳未満の身体障がい者、身体障がい児。

【現状・課題と今期見込量の考え方】

→　訪問入浴サービス事業の利用者は限られており、第５期は１人にとどまりました。第６期も急激な増加はないと考えられ、第５期と同等の見込量を設定します。

【前期実績と今期見込量】

サービスの種類	単位		第５期実績			第６期見込		
			平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
訪問入浴サービス事業	人	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	1	1	1			

第6章　計画の推進に向けて

第１節　計画の周知・啓発

計画が目指すノーマライゼーションと共生社会の実現のためには、関係団体や市民の理解と協力が不可欠です。障害者計画とあわせ、本計画で設定した成果目標やサービスの提供体制について、さまざまな手段と機会により情報発信を行い広く市民に周知します。

第２節　庁内、関係機関、地域との連携の推進

１．庁内連携

障がい者福祉・障がい児福祉施策は、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境など広範囲にわたっているため、福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係各課と連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

２．国・県・近隣市町との連携

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国・県からの情報を収集しながら、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開します。また、専門的な知識を要するケース、広域的な対応が望ましいものなどについては、県、近隣市町村との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

３．市民・団体・関係機関等との連携

障がい者福祉・障がい児福祉施策の推進にあたっては、関係機関・団体などの幅広い協力を得ながら推進していく必要があるため、峡北地域障がい者自立支援協議会の活動等を通じた各関係機関との連携を強化し、地域における見守りや支援体制を確立します。

第３節　サービスの円滑な実施に向けて

障がい福祉サービス、障がい児福祉サービス、地域生活支援事業等の支援を円滑に実施するための取組として、次の事項を推進します。

１．障がい者等に対する虐待の防止

障がい者への虐待の未然防止、早期発見、対応、適切な支援等の取組により、権利擁護を推進します。

２．意思決定支援の促進

重度の知的障がいや精神障がい等意思決定に支援を要する方の地域生活を支えるため、成年後見制度や権利擁護事業の活用を促進します。

３．障がい者等の活動支援による社会参加等の促進

障がい者の社会参加・生きがいづくりや健康増進に向けて、障がい者が取り組むスポーツ・レクリエーション活動や各種講座を充実するとともに、障がいのある人とない人が共に楽しめる活動機会の充実に努めます。

４．障がいを理由とする差別解消の推進

障がい者の自立と社会参加に関わるあらゆる場面で、障がいを理由とする差別が生じることなく、権利が守られるよう、障がいへの理解や啓発に努めます。

５．事業所における利用者の安全確保や研修等の充実

障がい福祉サービス等を提供する事業所が、日頃から地域住民と緊密な関係を構築するとともに、災害時において地域と連携して利用者等の安全確保を行えるよう支援を行います。また、利用者が安心して生活できるよう、職員の研修等、技能向上に向けた取組への支援を行います。

第４節　計画の進捗管理

計画の着実な実施に向けて、施策・事業の実施状況について、多様な視点から定期的に点検・評価を行い、その結果を施策・事業の実施に反映させていくことが重要です。

計画の進捗管理はPDCAマネジメントサイクルに基づき、「北杜市障がい者施策推進協議会」において、定期的に計画の評価点検を行い、評価に基づく改善を行います。

資料編

1. 計画の策定経過

時期	項目	主な内容
令和２年８月 28 日	第１回策定委員会	・委嘱状の交付 ・障害（児）福祉計画の概要説明 ・現行計画の評価 ・アンケート調査 ・策定スケジュール ・その他
９月８日～９月 30 日	アンケート調査実施	・障害者手帳所持者対象調査 ・一般市民対象調査
11 月２日	第２回策定委員会	・アンケート調査結果報告 ・関係団体ヒアリング結果 ・計画骨子案
11 月 24 日	第３回策定委員会	・事業所アンケート結果報告 ・計画素案 ・パブリックコメント実施概要
令和３年 １月４日～２月５日	パブリックコメントの実施	・計画案に対する市民意見の募集
３月１日	第４回策定委員会	・パブリックコメント結果報告 ・計画最終案

2. 北杜市障害者計画等策定委員会設置要綱

平成 23 年 4 月 20 日
告示第 45 号

(設置)

第 1 条　障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項に規定する北杜市障害者計画(以下「障害者計画」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に規定する北杜市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項に規定する北杜市障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）の策定等を行うため、北杜市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条　委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、市長に意見を述べることができる。

(1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定及び変更に関すること。

(2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条　委員会の委員（以下「委員」という。）は、15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係障害福祉団体を代表する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条　委員の任期は、 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(役員)

第 5 条　委員会に会長 1 人及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。
２会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
３会議は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

（庶務）
第７条　委員会の庶務は、福祉部福祉課で行う。

（その他）
第８条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則
（施行期日）
１この告示は、平成 23 年５月１日から施行する。
（最初に開かれる会議の招集）
２この告示の施行の日以降最初に開かれる会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附則（平成 25 年３月 25 日告示第 37 号）
この告示は、平成 25 年４月１日から施行する。
附則（平成 29 年６月 19 日告示第 57 号）
この告示は、公布の日から施行する。
附則（平成 30 年２月６日告示第６号）
この告示は、公布の日から施行する。

3. 北杜市障害福祉計画・北杜市障害児福祉計画策定委員会　委員名簿

氏名	所属団体	備考
大柴　政敏	北杜市身体障害者福祉会　会長	会長
河野　めり子	キッズステーション　理事長	副会長
輿石　義彦	北杜市校長会　会長	
小松　二三子	北杜市心身障がい児者連絡会　会長	
中沢　朝征	北杜市精神障害者家族会　会長	
津田　健夫	北杜市聴覚障害者協会　会長	
秋山　謙太	山梨県立あけぼの医療福祉センター 地域療育コーディネーター	
飯室　正明	山梨県相談支援体制整備事業　中北圏域マネージャー	
小池　達也	北杜市社会福祉協議会　生活支援課長	
磯野　圭一	いきいきほくと相談支援事業所　相談支援専門員	
坂本　誠	障害者就業・生活支援センター陽だまり	
岡田　宗一郎	当事者	

順不同・敬称略

4. 用語解説

	用語	解説
あ行	医療型児童入所支援	障がいのある児童が生活する上で必要となる医療行為、リハビリ、短期訓練、精神医療、強度行動障がいへの対応などのサービスが受けられる児童福祉法に基づくサービスの一つ。
	インクルージョン	介護や障がいなどの有無を問わず、すべての人が差別なく受け入れられる社会。
	SDGs	「Sustainable Development Goals」の略。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを目指す。
か行	介護保険サービス事業所	介護が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支えていく仕組みを介護保険制度といい、その制度に基づき介護サービスを提供する場所。
	介護保険施設	介護保険法による施設サービスを行う施設で、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と介護老人保健施設、介護療養型医療施設のことをいう。
	強度行動障がい	激しい不安や興奮、混乱の中で、多動、自傷、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態をいう。
	筋萎縮性側索硬化症	手足・のど・舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉が徐々にやせて力がなくなっていく病気。
	筋ジストロフィー	筋肉（骨格筋）の構造や機能維持に重要な蛋白質の遺伝子に変異が生じたことによって生じる疾患の総称。
	グループホーム	認知症高齢者や障がい者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。障害者総合支援法においては「共同生活援助」のことをいう。
	高次脳機能障がい	主に交通事故や脳血管障がいの発症によって、大脳の知的活動を司る機能が損傷を受けることにより、言語、思考、記憶などに症状が現れ、日常生活や社会生活に支障をきたしてしまう障がいのこと。

	用語	解説
さ行	児童委員	都道府県知事の指揮監督を受け、市町村の担当区域において児童や妊産婦の生活及び環境の状況を適切に把握し、その保護、保健などについて援助や指導を行う民間の奉仕者。
	社会福祉協議会	社会福祉法に基づき各区市町村ごとに設置された民間の福祉団体。地域における福祉の問題を解決し、その改善向上を図るため、社会福祉関係者や住民の参加・協力を得て、誰もが安心して生活できる福祉のまちづくりの実現をめざしたさまざまな活動を行っている。
	授産	要保護者に就労や技能の修得に必要な機会を与え、自立を支援すること。
	障害者基本法	障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障がいを身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障がい者に関わる施策の基本となる事項を定め、障がい者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。
	障害者自立支援審査支払等システム	障がい福祉サービスは、市町村が事業者からの請求に基づき、内容を審査のうえ支払うこととされており、平成 30 年４月サービス提供分より、事業所の請求受付から市町村の支払まで一連の事務処理をシステム化した全国共通の審査支払システム。
	障害者総合支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、障がい者の相談を総合的に行う。
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	障害者自立支援法に代わって、2013（平成 25）年４月１日から新たに施行された法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。「障害者総合支援法」とも呼ばれる。

	用語	解説
	障がい福祉サービス	個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービス。
	障がい福祉サービス事業所	身体や精神に障がいのある方や特定の疾患のある方が地域のなかで生活を続けていけるよう、支援するサービスを提供する場所。
	ジョブコーチ	障がい者が職場に適応することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う者。障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える。「職場適応援助者」ともいう。
	自立支援医療	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。従来の更生医療、育成医療、精神通院医療が一本化されたもの。
	生活訓練施設	知的障がい者や精神障がい者に対する入浴や排泄、食事などに関し、自立した日常生活を営むために必要な訓練や生活相談・助言などを行う施設。
	成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。1999（平成 11）年の民法の改正等において､従来の禁治産､準禁治産制度が改められ､自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新たな理念のもとに、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築された。
	相談支援専門員	障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者。
た行	多機能型運営	障害者総合支援法に基づく指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型並び児童福祉法に基づく指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援の事業のうち、２つ以上の事業を一体的に行うこと。

	用語	解説
	地域支援事業	介護保険法第 105 条の 45 の規定に基づき、介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。
	地域包括ケアシステム	自宅からおおむね 30 分以内の小地域で医療・介護・福祉など必要なサービスを包括し、誰でも住み慣れた地域でいつまでも健康で、また、要支援者又は要介護者になろうとも地域の関係機関や住民などで見守っていこうという取組。
	特別支援教育	障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の児童･生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
な行	ノーマライゼーション	障がい者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。
は行	発達障がい	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がいが対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどがこれに含まれる。
	福祉有償運送	ＮＰＯ法人や社会福祉法人などが、障がい者や高齢者など一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に行う、ドア・ツー・ドアの有償移送サービス。
ま行	民生委員	民生委員法に基づき、市区町村の区域に置かれる民間奉仕者。
ら行	療育手帳	知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障がい程度の区分も各自治体によって異なる。
	レスパイト	在宅介護にあたっている家族が、一時的に介護の手を休め、休息をとれるようにする支援のこと。

北杜市障害福祉計画 (第６期計画)
北杜市障害児福祉計画 (第２期計画)
令和３(2021) 年度～令和５(2023) 年度
令和３年３月発行
発行　北杜市　福祉部　福祉課
〒 408-0188　山梨県北杜市須玉町大豆生田 961 番地１
電　話：0551-42-1334
ＦＡＸ：0551-42-1125
ホームページ：http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/

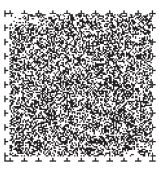

北杜市